

航空法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第一条関係）	1
○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第二条関係）	1
※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正された後のもの	19
※ 右の法律の規定は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）により改正された後のもの	19
○運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律百十三号）（抄）（第三条関係）	67
○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）（第四条関係）	69
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十二条関係）	80
※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正される前のもの	80
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十三条関係）	82
※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正された後のもの	82
○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第十四条関係）	83
※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正される前のもの	83
○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第十五条関係）	84
※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正された後のもの	84
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十六条関係）	86
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十七条関係）	87
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十八条関係）	91
※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正された後のもの	91
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第十九条関係）	93

○ 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）（附則第二十條關係）	94
○ 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）（抄）（附則第二十一條關係）	95
○ 無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（抄）（附則第二十二條關係）	97

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 危害行為の防止</p> <p>第一節 危害行為防止基本方針等（第三百三十一條の二―第三百三十一條の四）</p> <p>第二節 保安検査等（第三百三十一條の五・第三百三十一條の二の六）</p> <p>第十章 無人航空機（第三百三十二條―第三百三十二條の三）</p> <p>第十一章・第十二章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 航空路、空港等及び航空保安施設</p> <p>（国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理）</p> <p>第五十五條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第三十八條第三項、第三十九條第二項、第四十條、第四十六條、第四十七條第一項、第四十七條の三、第四十九條、第五十條、第五十一條第二項、第四項及び第五項並びに第三百三十一條の二の五の規定は、国土交通大臣が空港等又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。ただし、第三十九條第二項については、国土交通大臣が空港等を設置する場合において、当該空港等の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、かつ、当</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第九章 無人航空機（第三百三十二條―第三百三十二條の三）</p> <p>第十章・第十一章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第五章 航空路、空港等及び航空保安施設</p> <p>（国土交通大臣の行う空港等又は航空保安施設の設置又は管理）</p> <p>第五十五條の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第三十八條第三項、第三十九條第二項、第四十條、第四十六條、第四十七條第一項、第四十七條の三、第四十九條、第五十條並びに第五十一條第二項、第四項及び第五項の規定は、国土交通大臣が空港等又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。ただし、第三十九條第二項については、国土交通大臣が空港等を設置する場合において、当該空港等の敷地が従前、適法に航空機の離陸又は着陸の用に供せられており、かつ、当該空港等の進入表面、転</p>

該空港等の進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

第六章 (略)

第七章 航空運送事業等

(航空運送事業基盤強化方針)

第百十一条の七 国土交通大臣は、世界的規模の感染症の流行その他の本邦航空運送事業者を取り巻く環境の著しい変化により、本邦航空運送事業者が経営する航空運送事業に甚大な影響が生じ、我が国の国際航空輸送網及び国内航空輸送網の形成に支障を来すおそれがあると認められる事態(以下「甚大影響事態」という。)が発生した場合においては、利用者の利便に対する重大な影響を回避するとともに、安全かつ安定的な輸送を確保するため、当該甚大影響事態に対処するための航空運送事業の基盤強化に関する方針(以下「航空運送事業基盤強化方針」という。)を定めなければならない。

- 2 航空運送事業基盤強化方針においては、当該甚大影響事態に対処するため、定期航空旅客運送事業者(本邦航空運送事業者であつて、路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客の運送を行う航空運送事業を営するものをいう。以下同じ。)が経営する航空運送事業に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 航空運送事業の基盤強化の意義及び目標に関する事項
 - 二 航空運送事業の基盤強化のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項
 - 三 航空運送事業の実施に関連して必要となる空港の機能の確保のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項
 - 四 航空運送事業の基盤強化のために定期航空旅客運送事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、政府が実施する具体的施策その他の

移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件がないときは、準用しない。

第六章 (略)

第七章 航空運送事業等

(新設)

定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な事項

3| 国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4| 国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5| 国土交通大臣は、当該甚大影響事態の推移により必要が生じたときは、航空運送事業基盤強化方針を変更するものとする。

6| 第三項及び第四項の規定は、航空運送事業基盤強化方針を変更し、又は廃止する場合について準用する。

(航空運送事業基盤強化計画)

第百十一条の八 定期航空旅客運送事業者は、前条第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針が定められたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該航空運送事業基盤強化方針を踏まえ、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化に関する計画（以下「航空運送事業基盤強化計画」という。）を作成し、国土交通大臣に届け出なければならない。同条第五項の規定により航空運送事業基盤強化方針が変更されたときその他必要があると認める場合にこれを変更するときも、同様とする。

2| 航空運送事業基盤強化計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化の目標

二 当該定期航空旅客運送事業者による航空機の運航に関し必要な事項

三 当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の甚大影響事態における経営の状況を踏まえ、その継続を図るために必要な事項

四 当該定期航空旅客運送事業者による輸送の安全の確保に関し必要な事項

(新設)

な事項

五 前各号に掲げるもののほか、当該定期航空旅客運送事業者が講ずる具体的措置その他の当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な事項

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出があつた航空運送事業基盤強化計画が航空運送事業基盤強化方針に適合していないと認めるときは、当該定期航空旅客運送事業者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

(航空運送事業基盤強化計画の実施状況の報告等)

第一百十一条の九 定期航空旅客運送事業者は、前条第一項の規定による届出をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、定期的に、当該届出に係る航空運送事業基盤強化計画の実施状況について、国土交通大臣に報告しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定による報告を受けた場合において、航空運送事業基盤強化方針に照らして必要があると認めるときは、当該定期航空旅客運送事業者に対し、当該定期航空旅客運送事業者が経営する航空運送事業の基盤強化のために必要な助言又は勧告をすることができる。

(運航計画等の変更の特例)

第一百十一条の十 定期航空旅客運送事業者が、第一百十一条の八第一項の規定による届出をしたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる事項のうち、第七条の二第二項並びに第九条第三項及び第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

第八章 (略)

第九章 危害行為の防止

(新設)

(新設)

第八章 (略)

(新設)

第一節 危害行為防止基本方針等

(危害行為防止基本方針)

第三百三十一条の二の二 国土交通大臣は、航空機の強取、航空機若しくは空港等の破壊その他の航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全の確保に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為(以下「危害行為」という。)の防止に関する施策の基本となるべき方針(以下「危害行為防止基本方針」という。)を策定するものとする。

2 危害行為防止基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 危害行為の防止の意義及び目標に関する事項

二 危害行為の防止のために政府が実施すべき施策に関する基本的な事項

三 第三百三十一条の二の五第七項に規定する保安検査に関する基本的な事項

四 第三百三十一条の二の六第二項に規定する預入手荷物検査に関する基本的な事項

五 前二号の検査の実施体制の強化及び検査能力の向上に関する基本的な事項

六 前三号に掲げるもののほか、危害行為の防止のために、空港等の設置者、航空旅客取扱施設の管理者、航空運送事業を営業者、第三百三十一条の二の五第七項に規定する保安検査を行う者、同条第八項に規定する保安検査業務受託者、第三百三十一条の二の六第二項に規定する預入手荷物検査を行う者、同条第三項に規定する預入手荷物検査業務受託者その他航空機若しくは空港等の保安又は旅客の安全を確保するための業務を行う者として国土交通省令で定めるもの(以下「空港等の設置者等」という。)が講ずべき措置に関する基本的な事項

七 危害行為の防止に関する施策に係る国と空港等の設置者等との適

(新設)

(新設)

切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する基本的な事項

八 前各号に掲げるもののほか、危害行為の防止に関する基本的な事項

3 国土交通大臣は、危害行為防止基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、危害行為防止基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、危害行為防止基本方針の変更について準用する。

(危害行為の防止のための措置)

第三百三十一条の二三 空港等の設置者等は、危害行為防止基本方針に基づき、危害行為を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 空港等の設置者等の職員（空港等の設置者その他国土交通省令で定める者が国土交通省令で定めるところにより指定した職員であつて、危害行為の防止に関連する職務に従事する者に限る。次項及び第四項において同じ。）は、前項に規定する措置を適確に実施するため必要があると認めるときは、旅客その他の者に対し、当該措置の実施のために必要な行為をすること又は当該措置の実施を妨げる行為をしないことを指示することができる。

3 空港等の設置者等の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、旅客その他の者の請求があつたときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならない。

4 旅客その他の者は、空港等の設置者等の職員から第二項の規定による指示があつたときは、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならない。

(指導及び助言)

第三百三十一条の二の四 国土交通大臣は、危害行為防止基本方針に照らして、危害行為の防止に関する措置の適確な実施を確保するため必要

(新設)

(新設)

があるとき、空港等の設置者等に対し、危害行為の防止に関する措置の実施について必要な指導及び助言をすることができる。

第二節 保安検査等

(保安検査)

第三百三十一条の二の五 空港等の設置者は、航空機の強取、破壊その他の航空機を利用した犯罪行為及び航空機の正常な運航を妨げる行為（以下「航空機強取行為等」という。）の防止を図るため、当該空港等の区域のうち、第八十六条第一項の物件（航空機強取行為等のために使用されるおそれがあるものに限る。第四項において同じ。）その他の航空機強取行為等の防止のために航空機内への持込みを制限することが必要な物件の所持を制限する必要があるものを、危険物等所持制限区域として指定することができる。この場合において、空港等の設置者は、併せて当該区域の管理者（第五項及び第三百三十四条第一項第十一号において「危険物等所持制限区域の管理者」という。）を指定するものとする。

2 空港等の設置者は、前項の規定により危険物等所持制限区域を指定するときは、あらかじめ、危険物等所持制限区域が存することとなる施設を管理する者、航空運送事業を経営する者その他の関係者の意見を聴くとともに、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 前二項の規定は、危険物等所持制限区域の変更について準用する。
4 何人も、第八十六条第一項の物件その他の航空機強取行為等の防止のために危険物等所持制限区域内及び航空機内への持込みを制限することが必要な物件として国土交通省令で定める物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入つてはならない。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が危険物等所

(新設)

(新設)

持制限区域内に立ち入る場合は、この限りでない。

5 危険物等所持制限区域の管理者は、前項の検査を受けた後でなければ、危険物等所持制限区域内に立ち入ってはならない旨を、当該危険物等所持制限区域の入口に表示しなければならない。

6 何人も、第四項の物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、航空機に搭乗してはならない。ただし、同項の検査を受けた者又は航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が航空機に搭乗する場合は、この限りでない。

7 第四項又は前項の検査（以下「保安検査」という。）を行う者は、当該保安検査に関する業務を他の者に委託するときは、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

8 前項の規定により業務の委託を受けた者（次項及び第三百三十四条第一項第十三号において「保安検査業務受託者」という。）は、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託を受けた業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

9 国土交通大臣は、危害行為防止基本方針及び前二項の基準に照らして、保安検査を行う者又は保安検査業務受託者の保安検査に関する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、関係する都道府県公安委員会と協議の上、当該保安検査を行う者又は当該保安検査業務受託者に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（預入手荷物検査）

第三百三十一条の二の六 航空運送事業を経営する者又は第三百三十条の二の許可を受けた者は、旅客の手荷物（携行品その他航空機の客室内に持ち込まれるものを除く。以下この項において「預入手荷物」という。）に前条第四項の物件（爆発性又は易燃性を有する物件として国土

（新設）

交通省令で定めるものに限る。)が含まれていないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査がなされた後でなければ、当該預入手荷物を航空機内に積載してはならない。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者の預入手荷物を航空機内に積載する場合は、この限りでない。

2 前項の検査(以下この項、第四項及び第三百三十四条第一項第十四号において「預入手荷物検査」という。)を行う者は、当該預入手荷物検査に関する業務を他の者に委託するときは、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の規定により業務の委託を受けた者(次項及び第三百三十四条第一項第十五号において「預入手荷物検査業務受託者」という。)は、国土交通省令で定める基準に従い、当該委託を受けた業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 国土交通大臣は、危害行為防止基本方針及び前二項の基準に照らして、預入手荷物検査を行う者又は預入手荷物検査業務受託者の預入手荷物検査に関する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、関係する都道府県公安委員会と協議の上、当該預入手荷物検査を行う者又は当該預入手荷物検査業務受託者に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第十章 無人航空機

第十一章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能

第九章 無人航空機

第十章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第三百三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能

力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇八 (略)

九 航空旅客取扱施設の管理者

十 第三百三十一条の二の二第二項第六号の国土交通省令で定める者

十一 危険物等所持制限区域の管理者

十二 保安検査を行う者

十三 保安検査業務受託者

十四 預入手荷物検査を行う者

十五 預入手荷物検査業務受託者

十六・十七 (略)

2〇4 (略)

5 国土交通大臣は、第一項第十三号又は第十五号に掲げる者に対し、同項の規定による報告を求め、又は第二項の規定による立入検査をするときは、あらかじめ、関係する都道府県公安委員会に協議しなければならない。

第十二章 罰則

(航空機内に爆発物等を持ち込む罪)

第四百九条の三 第八十六条第二項の規定に違反して、航空機内に同条第一項の物件を持ち込んだときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関し報告を求めることができる。

一〇八 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

九・十 (略)

2〇4 (略)

(新設)

第十一章 罰則

(新設)

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一〇五の四 (略)

(削る)

六〇九 (略)

(危害行為の防止に関する罪)

第百五十七條の三の二 次各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百三十一條の二の五第九項(第五十五條の二第三項において適用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

二 第百三十一條の二の六第四項の規定による命令に違反したとき。

第百五十七條の三の三 次各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十一條の二の五第四項(第五十五條の二第三項において適用する場合を含む。)の規定に違反して、保安検査を受けずに危険物等所持制限区域内に立ち入つたとき。

二 第百三十一條の二の五第六項(第五十五條の二第三項において適用する場合を含む。)の規定に違反して、保安検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

(両罰規定)

第百五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。

一 (略)

一〇五の四 (略)

六 第八十六條第二項の規定に違反して、航空機内に同條第一項の物件を持ち込んだとき。

七〇十 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(両罰規定)

第百五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本條の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第四百三十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第四百四十九條の三、第五百五十條、第五百五十五條、第五百五十六條（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五百五十七條から第五百五十七條の三の三まで及び第五百五十七條の五から前條まで 各本條の罰金刑

附則

（施行期日）

第一條（略）

（経過規定）

第二條（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第三條 外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭和二十六年政令第

二 第四百三十三條、第四百四十四條から第四百四十八條の二まで、第五百五十條、第五百五十五條、第五百五十六條（第一項第二号に係る部分を除く。）、第五百五十七條から第五百五十七條の三の三まで及び第五百五十七條の五から前條まで 各本條の罰金刑

附則

（施行期日）

第一條（略）

（経過規定）

第二條（略）

3 | この法律の施行の際現に旧令第二條第一項の免許を受けて国内航空運送事業を営んでいる者は、第百條第一項の規定にかかわらず、政令で定める日までは、次項の者が運航する航空機により旧令の免許に係る事業計画に従い、他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物を運送する事業を経営することができる。

4 | この法律の施行の際現に旧令第二條の三第一項の許可を受けて国内航空運送事業の実施のため必要な航空機の運航をしている者は、第百二十三條第一項の規定にかかわらず、前項の政令で定める日までは、同項の者のために旧令の許可に係る事業計画に従い、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業を経営することができる。

5 | 旧令第二條の四から第八條まで、第十條及び第十一條の規定並びにこれらの規定の違反行為に係る罰則の規定は、前二項に掲げる者について、なお効力を有する。

6 | 第四項の者の使用する航空機は、第百二十七條及び第百三十條の規定の適用については、第百二十七條但書の許可及び第百三十條但書の許可を受けて使用する航空機とみなす。

7 | 前項の航空機及びその航空機の航空機乗組員は、第百三十一條の規定の適用については、同條第二号の航空機及びその航空機の航空機乗組員とみなす。

8 | 外国人の国際航空運送事業に関する政令（昭和二十六年政令第百三

百三十三号)は、廃止する。ただし、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

十三号)は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なお効力を有する。

9] この法律の施行の際現に前項の政令第三条第一項の免許を受けて国際航空運送事業を営んでいる者(同令附則第四項の規定により免許を受けた者とみなされた者を含む。)のうち、日本国との平和条約第二十五条の連合国の法人その他の団体はこの法律の施行後四年間、連合国以外の国の法人その他の団体はこの法律の施行後一年間、第二百二十九条の許可を受けた者とみなす。但し、日本国と当該国との間に第二百二十六条第一項各号に掲げる航行により行う航空運送事業に関し、協定が締結された場合において、その協定の効力発生の時以後については、この限りでない。

10] 航空庁長官は、この法律の施行の際現に存する飛行場でその時ににおいて航空庁長官の設置するものについてその名称、位置、設備の概要その他運輸省令で定める事項をこの法律の施行後、遅滞なく告示しなければならぬ。この法律の施行後六箇月以内に航空庁長官の設置する飛行場についても同様である。

11] 第四十九条第一項及び第二項の規定は、前項の告示があつた飛行場について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「第四十条」とあるのは、「附則第十項」と読み替えるものとする。

(他の法令の改廃)
12] 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第四条ノ二の次に次の一条を加える。

第四条ノ三 航空機ノ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一	新規登録	每一噸	金千円
二	登録ノ変更	航空機每一箇	金三百円
三	登録ノ抹消	航空機每一箇	金五十円

航空機ノ噸数ハ自重噸数ニ依ル但シ一噸未満ノ端数ハ一噸トシテ計

(削る)

13| 算ス
事業者団本法（昭和二十三年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第九号の次に次の一号を加える。

(削る)

14| 十 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百条第一項
行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の運輸省の項中「航空庁」を
計 二八、一九四人

「航空庁」 一、二四五人
計 二八、二三〇人 に改める。

(削る)

15| 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
第四条第一項中第五十三号を第六十一号とし、第五十二号の二から

第五十二号の四までを次のように改める。

五十三 航空機の登録をすること。

五十四 航空機及びその装備品の証明及び検査をすること。

五十五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許をすること。

第四条第一項第五十五号の次に次の五号を加える。

五十六 航空機の操縦の練習の許可をすること。

五十七 航空路を指定すること。

五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、許可し、及び必要な命令をすること。

五十九 航空交通管制区及び航空交通管制圏を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を与えること。

六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に関し、許可し、認可し、その他必要な命令をすること。

第六条第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は変更の命令

第六条第一項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 定期航空運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止
第六条第一項中第十一号の四を削り、第十一号の三を第十一号の四に、第十一号の二を第十一号の三に改め、第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 定期航空運送事業における法人の合併又は事業の譲渡及び譲受の認可

第三十八条第一項中鉄道建設審議会の項の次に次の一項を加える。
航空審議会―運輸大臣の諮問に応じて航空に関する重要事項を調査審議すること。

第五十九条の二第一項を次のように改める。

航空庁は、航空に関する事務を行うことを任務とする。

第五十九条の四中第一号から第八号までを次のように改める。

一 航空機の登録に関すること。

二 航空機の安全性に関すること。

三 航空機及びその装備品の修理及び改造（航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る。）に関すること。

四 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

六 航空機の操縦の練習の許可に関すること。

七 航空従事者の教育及び養成に関すること。

八 航空路の指定に関すること。

第五十九条の四中第九号を第十七号とし、第八号の次に次の八号を加える。

九 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。

十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する

許可その他の行為に関すること。

十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。

十二 航空交通の安全に関すること。

十三 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。

十五 航空機の事故調査に関すること。

十六 航空庁の所掌に係る事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

第五十九条の五第一項の表を次のように改める。

種類	目的
航空保安事務所	飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務を行うこと。
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務を行うこと。

16) 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号を次のように改める。

十二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による飛行場又は航空保安施設で公共の用に供するもの

17) 航空機の出入国等に関する政令（昭和二十七年政令第六十五号）は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（削る）

第四条 航空機の出入国等に関する政令（昭和二十七年政令第六十五号）は、廃止する。ただし、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（令和四年三月三十一日までの間における航空運送事業基盤強化方針等の特例）

第五条 国土交通大臣は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和

（新設）

国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため、令和四年三月三十一日までの間に航空保安施設の使用料金及び着陸料その他の滑走路等（空港法第六条第一項に規定する滑走路等をいう。）の使用に係る料金の軽減又は免除（第一号及び第二号において「令和三年度の料金減免」という。）を行う場合において、当該影響が甚大影響事態として認められ、同日までに第百十一条の七第一項の規定により航空運送事業基盤強化方針を定めるときは、当該航空運送事業基盤強化方針において、同条第二項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 令和三年度の料金減免の内容に関する事項

二 令和三年度の料金減免による自動車安全特別会計の空港整備勘定における歳入の減少を長期的に均衡させるための方針に関する事項

2 前項の場合における第百十一条の八第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは、「次に掲げる事項及び附則第五条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に対応するため必要とされる設備投資に関する事項」とする。

（共用空港における保安検査）

第六条 第百三十一条の二の五の規定は、当分の間、空港法附則第二条第一項に規定する共用空港について準用する。この場合において、第百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは、「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

（罰則）

第七条 前条において準用する第百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（新設）

（新設）

（新設）

第八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした

者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条において準用する第三百三十一条の二の五第四項の規定に違反して、保安検査を受けずに危険物等所持制限区域内に立ち入つたとき。

二 附則第六条において準用する第三百三十一条の二の五第六項の規定に違反して、保安検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

第九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

(新設)

(新設)

○航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）（抄）（第二条関係）

※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正された後のもの
 ※ 右の法律の規定は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）により改正された後のもの
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（第九章）（略）</p> <p>第十章 無人航空機</p> <p>第一節 無人航空機の登録（第三百三十二条―第三百三十二条の十二）</p> <p>第二節 無人航空機の安全性</p> <p>第一款 機体認証等（第三百三十二条の十三―第三百三十二条の二十三）</p> <p>第二款 登録検査機関（第三百三十二条の二十四―第三百三十二条の三十九）</p> <p>第三節 無人航空機操縦者技能証明等</p> <p>第一款 無人航空機操縦者技能証明（第三百三十二条の四十一―第三百三十二条の五十五）</p> <p>第二款 無人航空機操縦士試験機関（第三百三十二条の五十六―第三百三十二条の六十八）</p> <p>第三款 登録講習機関等（第三百三十二条の六十九―第三百三十二条の八十四）</p> <p>第四節 無人航空機の飛行（第三百三十二条の八十五―第三百三十二条の九十二）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>第十二章 罰則（第三百三十八条―第三百六十三条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章（第九章）（略）</p> <p>第十章 無人航空機</p> <p>第一節 無人航空機の登録（第三百三十一条の三―第三百三十一条の十四）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 無人航空機の飛行（第三百三十二条―第三百三十二条の三）</p> <p>第十一章（略）</p> <p>第十二章 罰則（第三百三十八条―第三百六十二条）</p> <p>附則</p>

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図り、あわせて無人航空機の飛行における遵守事項等を定めてその飛行の安全の確保を図ることにより、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

第二章 (略)

第三章 (略)

第十三条の四 型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所(法人にあつては、その主たる事務所)を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第二条第二項に規定する航空事故等(航空機に係るものに限る。)その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

第四章 航空従事者

(航空従事者技能証明)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国際民間航空条約の規定並びに同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続に準拠して、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定め、並びに航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営を確保して輸送の安全を確保するとともにその利用者の利便の増進を図ること等により、航空の発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

第二章 (略)

第三章 (略)

第十三条の四 型式証明又は第十三条の二第一項の承認を受けた者であつて本邦内に住所(法人にあつては、その主たる事務所)を有するものは、当該型式証明を受けた型式の航空機又は当該承認を受けた設計に係る航空機について、国土交通省令で定めるところにより、航空事故等(運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第二条第二項に規定する航空事故等をいう。)その他の航空機が第十条第四項の基準に適合せず、又は同項の基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

第四章 航空従事者

(航空従事者技能証明)

第二十二條 国土交通大臣は、申請により、航空業務を行おうとする者について、航空従事者技能証明（以下この章、第六章及び第八章において「技能証明」という。）を行う。

（技能証明書）

第二十三條 技能証明は、申請者に航空従事者技能証明書（以下この章、第六章及び第八章において「技能証明書」という。）を交付することによつて行う。

第五章（第九章）（略）

第十章 無人航空機

第一節 無人航空機の登録

第三百二十二条（略）

（登録記号の表示等の義務）

第三百二十二条の五（略）

2 登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第三百二十二条の二ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（登録の更新）

第三百二十二条の六 第三百二十二条の四第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三百二十二条の四第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第二十二條 国土交通大臣は、申請により、航空業務を行おうとする者について、航空従事者技能証明（以下「技能証明」という。）を行う。

（技能証明書）

第二十三條 技能証明は、申請者に航空従事者技能証明書（以下「技能証明書」という。）を交付することによつて行う。

第五章（第九章）（略）

第十章 無人航空機

第一節 無人航空機の登録

第三百十一条の三（略）

（登録記号の表示等の義務）

第三百十一条の七（略）

2 登録無人航空機には、前項に規定する措置を講じなければ、これを航空の用に供してはならない。ただし、第三百十一条の四ただし書の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

（登録の更新）

第三百十一条の八 第三百十一条の六第一項の登録は、三年以上五年以内において国土交通省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三百十一条の六第二項及び第三項の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(使用者の整備及び改造の義務)

第三百三十二条の七 登録無人航空機の使用者は、登録無人航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該登録無人航空機を第三百三十二条の三の規定により登録を受けることができないもの又は第三百三十二条の五第一項に規定する措置が講じられていないものとならないように維持しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第三百三十二条の八 登録無人航空機の所有者（所有者の変更があつたときは、変更後の所有者）は、第三百三十二条の四第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(是正命令)

第三百三十二条の九 国土交通大臣は、登録無人航空機が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三百三十二条の三の規定により登録を受けることができないものとなつたとき。
- 二 第三百三十二条の五第一項に規定する措置が講じられていないものとなつたとき。

(登録の取消し)

第三百三十二条の十 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が次の各号のいずれか（使用者にあつては、第一号）に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 (略)

(使用者の整備及び改造の義務)

第三百三十一条の九 登録無人航空機の使用者は、登録無人航空機の整備をし、及び必要に応じ改造をすることにより、当該登録無人航空機を第三百三十一条の五の規定により登録を受けることができないもの又は第三百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとならないように維持しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第三百三十一条の十 登録無人航空機の所有者（所有者の変更があつたときは、変更後の所有者）は、第三百三十一条の六第一項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項に変更があつたときは、その事由があつた日から十五日以内に、その変更に係る事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(是正命令)

第三百三十一条の十一 国土交通大臣は、登録無人航空機が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録無人航空機の所有者又は使用者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 第三百三十一条の五の規定により登録を受けることができないものとなつたとき。
- 二 第三百三十一条の七第一項に規定する措置が講じられていないものとなつたとき。

(登録の取消し)

第三百三十一条の十二 国土交通大臣は、登録無人航空機の所有者又は使用者が次の各号のいずれか（使用者にあつては、第一号）に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 不正の手段により第百三十二条の四第一項の登録又は第百三十二条の六第一項の登録の更新を受けたとき。

(登録の抹消)

第百三十二条の十一 (略)

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたとき、第百三十二条の六第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第百三十二条の十二 (略)

第二節 無人航空機の安全性

第一款 機体認証等

(機体認証)

第百三十二条の十三 国土交通大臣は、申請により、無人航空機について機体認証を行う。

2 前項の機体認証(以下単に「機体認証」という。)は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める飛行を行うことを目的とする無人航空機について行う。

一 第一種機体認証 第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずることなく行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

二 第二種機体認証 第百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第百三十二条の八十七に規定する特定飛行

3 国土交通大臣は、機体認証を行うときは、当該機体認証に係る無人航空機の使用の条件を、国土交通省令で定めるところにより指定する

二 不正の手段により第百三十一条の六第一項の登録又は第百三十一条の八第一項の登録の更新を受けたとき。

(登録の抹消)

第百三十一条の十三 (略)

2 国土交通大臣は、前項の申請があつたとき、第百三十一条の八第一項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は前条の規定により登録を取り消したときは、当該登録を抹消し、その旨を所有者に通知しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第百三十一条の十四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

- 4| 国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、当該無人航空機が国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準（以下「安全基準」という。）に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、安全基準に適合すると認めるときは、機体認証をしなければならない。
- 5| 前項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる無人航空機については、第一種機体認証に係る同項の検査の一部を行わないことができる。
- 一| 第三百三十二条の十六第二項第一号の第一種型式認証を受けた型式の無人航空機（初めて第一種機体認証を受けようとするものに限る。）。
- 二| 第一種機体認証を受けたことのある無人航空機
- 6| 第四項の規定にかかわらず、国土交通大臣は、次に掲げる無人航空機については、第二種機体認証に係る同項の検査の全部又は一部を行わないことができる。
- 一| 第三百三十二条の十六第二項第二号の第二種型式認証を受けた型式の無人航空機（初めて第二種機体認証を受けようとするものに限る。）。
- 二| 第二種機体認証を受けたことのある無人航空機
- 7| 機体認証は、申請者に機体認証書を交付することによつて行う。
- 8| 国土交通大臣は、機体認証を行つたときは、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならない。ただし、国土交通省令で定めるところにより当該無人航空機が機体認証を受けたことを識別するための措置が講じられる場合には、この限りでない。
- 9| 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、無人航空機に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 10| 国土交通大臣は、機体認証の有効期間を定めるものとする。
- （機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者等の義務）

第三百三十二条の十四 機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者は、

前条第三項の規定により指定された使用の条件（次条第二項の規定により変更された場合にあつては、その変更後の条件）の範囲内でないれば、第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行つてはならない。ただし、第三百三十二条の八十五第四項及び第三百三十二条の八十六第五項に該当する場合は、この限りでない。

2 機体認証を受けた無人航空機の利用者は、必要な整備をすることにより、当該無人航空機を安全基準に適合するように維持しなければならない。

（整備命令、機体認証の効力の停止等）

第三百三十二条の十五 国土交通大臣は、機体認証を受けた無人航空機が安全基準に適合せず、又は第三百三十二条の十三第十項の有効期間を経過する前に安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該無人航空機の利用者に対し、安全基準に適合させるため、又は安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な整備その他の措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 国土交通大臣は、機体認証を受けた無人航空機が安全基準に適合せず、又は第三百三十二条の十三第十項の有効期間を経過する前に安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき、その他無人航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該無人航空機の機体認証の効力を停止し、その有効期間を短縮し、又は第三百三十二条の十三第三項の規定により指定した使用の条件を変更することができる。

（型式認証）

第三百三十二条の十六 国土交通大臣は、申請により、無人航空機の型式の設計及び製造過程について型式認証を行う。

2 前項の型式認証（以下単に「型式認証」という。）は、次の各号に掲げる認証の区分に応じ、当該各号に定める飛行に資することを目的とする無人航空機の型式について行う。

（新設）

（新設）

（新設）

一 第一種型式認証 第三百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずることなく行う第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行

二 第二種型式認証 第三百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行

3 国土交通大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る型式の無人航空機が安全基準及び均一性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準（以下「均一性基準」という。）に適合することとなると認めるときは、型式認証をしなければならぬ。

4 型式認証は、申請者に型式認証書を交付することによつて行う。

5 国土交通大臣は、型式認証をするときは、あらかじめ、経済産業大臣の意見を聴かなければならぬ。

6 国土交通大臣は、型式認証の有効期間を定めるものとする。

（設計又は製造過程の変更の承認）

第三百三十二条の十七 型式認証を受けた者は、当該型式の無人航空機的设计又は製造過程の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならない。安全基準又は均一性基準の変更があつた場合において、型式認証を受けた型式の無人航空機が安全基準又は均一性基準に適合しなくなつたことにより当該型式の無人航空機的设计又は製造過程を変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る設計又は製造過程の変更後の型式の無人航空機が安全基準及び均一性基準に適合することとなると認めるときは、その承認をしなければならない。

3 前条第五項の規定は、国土交通大臣が第一項の承認をしようとする場合に準用する。

（無人航空機の製造、検査等）

第三百三十二条の十八 型式認証又は前条第一項の承認（以下「型式認証

（新設）

（新設）

等」という。)を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の製造をする場合においては、当該無人航空機がその型式認証等に係る型式に適合するようになければならない。

2 型式認証等を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、その製造に係る個別の無人航空機について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第三百三十二条の十九 型式認証等を受けた者は、型式認証等を受けた型式の無人航空機について、前条第二項の規定による義務を履行したときは、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならない。

2 何人も、前項の規定により表示を付する場合を除くほか、無人航空機に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(情報の提供)

第三百三十二条の二十 型式認証等を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の利用者に対し、当該無人航空機の整備をするに当たつて必要となる技術上の情報であつて国土交通省令で定めるものを提供しなければならない。

(報告の義務)

第三百三十二条の二十一 型式認証等を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機について、国土交通省令で定めるところにより、運輸安全委員会設置法第二条第二項に規定する航空事故等(無人航空機に係るものに限る。)その他の無人航空機が安全基準に適合せず、又は安全基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(変更命令、型式認証等の取消し)

第三百三十二条の二十二 国土交通大臣は、型式認証等を受けた型式の無人航空機が安全基準又は均一性基準に適合しないと認めるときは、当該型式認証等を受けた者に対し、安全基準又は均一性基準に適合させるために必要な設計又は製造過程の変更を命ずることができる。

2 国土交通大臣は、型式認証等を受けた者が前項の規定による命令に違反したときは、当該型式認証等を取り消すことができる。

(国土交通省令への委任)

第三百三十二条の二十三 機体認証書及び型式認証書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他機体認証及び型式認証の実施細目は、国土交通省令で定める。

第二款 登録検査機関

(登録検査機関による無人航空機検査事務の実施)

第三百三十二条の二十四 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、その登録を受けた者(以下「登録検査機関」という。)に、機体認証及び型式認証等に関する国土交通大臣の事務のうち、無人航空機が安全基準に適合するかどうかの検査及び型式認証等を受けようとする型式の無人航空機が均一性基準に適合するかどうかの検査(以下「無人航空機検査」という。)の実施に関する事務(以下「無人航空機検査事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

(登録)

第三百三十二条の二十五 前条の登録は、無人航空機検査事務を行おうとする者の申請により行う。

(登録の要件等)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三百三十二条の二十六 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請

(新設)

をした者(以下「登録申請者」という。)が次の各号に掲げる要件の
全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場
合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 無人航空機検査事務を実施する者が、学校教育法(昭和二十二年
法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において工学
に関する学科その他無人航空機に関する学科を修得して卒業した者
(当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した
者を含む。)又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算
して三年以上無人航空機の設計、製造過程及び検査に関する実務の
経験を有するものであり、かつ、その人数が二名以上であること。

二 登録申請者が、無人航空機の製造又は輸入を業とする者(以下「
無人航空機製造等事業者」という。)に支配されているものとして
次のイからハまでのいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、無人航空機製造
等事業者がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第
八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に
規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)
に占める無人航空機製造等事業者の役員又は職員(過去二年間に
当該無人航空機製造等事業者の役員又は職員であつた者を含む。
)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、
無人航空機製造等事業者の役員又は職員(過去二年間に当該無人
航空機製造等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)である
こと。

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当すると
きは、第三百三十二条の二十四の登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の
刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな

つた日から起算して二年を経過しない者

二 第三百三十二条の三十六の規定により第三百三十二条の二十四の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 第三百三十二条の二十四の登録は、登録検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が無人航空機検査事務を実施する事業所の名称及び所在地

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

(登録の更新)

第三百三十二条の二十七 第三百三十二条の二十四の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(検査の義務)

第三百三十二条の二十八 登録検査機関は、無人航空機検査を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、無人航空機検査を実施しなければならない。

2 登録検査機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により無人航空機検査を実施しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第三百三十二条の二十九 登録検査機関は、第三百三十二条の二十六第三項第二号から第四号までに掲げる事項の変更をしようするときは、その

(新設)

(新設)

(新設)

二週間前までに、国土交通大臣に届け出なければならない。

(無人航空機検査事務規程)

第三百三十二条の三十 登録検査機関は、無人航空機検査事務の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機検査事務の実施に関する規程(次項、第三百三十二条の三十五第二項及び第三百三十二条の三十六第二項第二号において「無人航空機検査事務規程」という。)を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 無人航空機検査事務規程には、無人航空機検査の実施方法、無人航空機検査に関する料金の算定方法その他の国土交通省令で定める事項を定めておかなければならない。

(無人航空機検査事務の休廃止)

第三百三十一条の三十一 登録検査機関は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。無人航空機検査事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三百三十二条の三十二 登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 無人航空機製造等事業者その他の利害関係人は、登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録検査機関の定めた費用を

(新設)

(新設)

(新設)

支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(秘密保持義務等)

第百三十二条の三十三 登録検査機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その無人航空機検査事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 無人航空機検査事務に従事する登録検査機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令)

第百三十二条の三十四 国土交通大臣は、登録検査機関が第百三十二条の二十六第一項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録検査機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第百三十二条の三十五 国土交通大臣は、登録検査機関が第百三十二条の二十八の規定に違反していると認めるときは、当該登録検査機関に対し、無人航空機検査を実施すべきこと又は無人航空機検査の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 国土交通大臣は、第三百三十二条の三十第一項の認可をした無人航空機検査事務規程が無人航空機検査事務の公正な実施上不適當となつたと認めるときは、当該無人航空機検査事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三百三十二条の三十六 国土交通大臣は、登録検査機関が第三百三十二条の二十六第二項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、第三百三十二条の二十四の登録を取り消さなければならない。

2 国土交通大臣は、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて無人航空機検査事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三百三十二条の二十九から第三百三十二条の三十一まで、第三百三十二条の三十二第一項、第三百三十二条の三十三第一項又は次条の規定に違反したとき。

二 第三百三十二条の三十第一項の規定により認可を受けた無人航空機検査事務規程によらないで無人航空機検査事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第三百三十二条の三十二第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三百三十二条の二十四の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三百三十二条の三十七 登録検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機検査事務に関し国土交通省令で定める事項を帳簿に記載し、これを保存しなければならない。

(国土交通大臣による無人航空機検査事務の実施等)

第三百三十二条の三十八 国土交通大臣は、登録検査機関が第三百三十二条の三十一の許可を受けてその無人航空機検査事務の全部若しくは一部

(新設)

(新設)

(新設)

を休止したとき、第三百三十二条の三十六第二項の規定により登録検査機関に対し無人航空機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録検査機関が天災その他の事由によりその無人航空機検査事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その無人航空機検査事務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2| 国土交通大臣が前項の規定により無人航空機検査事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録検査機関が第三百三十二条の三十一の許可を受けてその無人航空機検査事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は国土交通大臣が第三百三十二条の三十六の規定により登録を取り消した場合における無人航空機検査事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(公示)

第三百三十二条の三十九 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一| 第三百三十二条の二十四の登録をしたとき。
- 二| 第三百三十二条の二十九の規定による届出があつたとき。
- 三| 第三百三十二条の三十一の許可をしたとき。
- 四| 第三百三十二条の三十六の規定により登録を取り消し、又は同条第二項の規定により無人航空機検査事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

五| 前条第一項の規定により国土交通大臣が無人航空機検査事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた無人航空機検査事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

第三節 無人航空機操縦者技能証明等

第一款 無人航空機操縦者技能証明

(新設)

(新設)

(新設)

(技能証明の実施)

第三百三十二条の四十 国土交通大臣は、申請により、無人航空機を飛行させるのに必要な技能に関し、無人航空機操縦者技能証明（以下この章において「技能証明」という。）を行う。

(技能証明書)

第三百三十二条の四十一 技能証明は、前条の申請をした者に無人航空機操縦者技能証明書（第三百三十二条の五十四及び第三百三十二条の五十五において「技能証明書」という。）を交付することによつて行う。

(資格)

第三百三十二条の四十二 技能証明は、次の各号に掲げる資格の区分に応じ、当該各号に定める無人航空機の飛行に必要な技能について行う。

一 一等無人航空機操縦士 第三百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講ずることなく行う第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行

二 二等無人航空機操縦士 第三百三十二条の八十五第一項に規定する立入管理措置を講じた上で行う第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行

(技能証明の限定)

第三百三十二条の四十三 国土交通大臣は、技能証明につき、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機の種類又は飛行の方法についての限定をすることができる。

2 前項の限定（以下この節において単に「限定」という。）をされた技能証明を受けた者は、その限定（第三百三十二条の五十二第一項の規定により変更された場合にあつては、その変更後の限定）をされた種類の無人航空機又は飛行の方法でなければ、第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行つてはならない。ただし、第三百三十二条の八十五第四項及び第三百三十二条の八十六第五項に該当する場合は、この限

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

りでない。

(技能証明の条件)

第三百三十二条の四十四 国土交通大臣は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、技能証明に、その技能証明に係る者の身体の状態に応じ、無人航空機を飛行させるについて必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の規定により条件を付された技能証明を受けた者は、その条件の範囲内でなければ、第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行つてはならない。ただし、第三百三十二条の八十五第四項及び第三百三十二条の八十六第五項に該当する場合は、この限りでない。

(欠格事由)

第三百三十二条の四十五 次の各号のいずれかに該当する者は、技能証明の申請をすることができない。

一 十六歳に満たない者

二 次条第一項ただし書(第一号から第三号までに係る部分を除く。

以下この号において同じ。)の規定により技能証明を拒否された日から起算して一年を経過していない者若しくは同項ただし書の規定により技能証明を保留されている者又は同条第三項の規定により技能証明を取り消された日から起算して一年を経過していない者若しくは同項の規定により技能証明の効力を停止されている者

三 第三百三十二条の五十三(第一号から第三号までに係る部分を除く。)の規定により技能証明を取り消された日から起算して二年を経過していない者又は同条の規定により技能証明の効力を停止されている者

(技能証明の拒否等)

第三百三十二条の四十六 国土交通大臣は、次条第一項の試験に合格した

(新設)

(新設)

(新設)

- 者（当該試験に係る身体検査を受けた日から起算して国土交通省令で定める期間を経過していない者に限る。）に対し、技能証明を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、国土交通省令で定めるところにより、技能証明を行わず、又は六月以内において期間を定めて技能証明を保留することができる。
- 一 次に掲げる病気にかかっている者
 - イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて国土交通省令で定めるもの
 - ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて国土交通省令で定めるもの
 - ハ イ又はロに掲げるもののほか、無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気として国土交通省令で定めるもの
 - 二 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
 - 三 第五項の規定による命令に違反した者
 - 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反する行為をした者
 - 五 無人航空機を飛行させるに当たり、非行又は重大な過失があつた者
- 2| 国土交通大臣は、前項ただし書の規定により技能証明を拒否し、又は保留するときは、当該試験に合格した者に対し、あらかじめ、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をしようとする理由を通知して、当該事案について弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。
- 3| 国土交通大臣は、技能証明を与えた後において、当該技能証明を受けた者が当該技能証明を受ける前に第一項第四号又は第五号に該当していたことが判明したときは、国土交通省令で定めるところにより、その者の技能証明を取り消し、又は六月以内において期間を定めて技能証明の効力を停止することができる。
- 4| 第二項の規定は、前項の規定による処分について準用する。この場合において、第二項中「前項ただし書」とあるのは「次項」と、「拒否し、又は保留するとき」とあるのは「取り消し、又は効力を停止す

るとき」と読み替えるものとする。

5 国土交通大臣は、第一項第一号又は第二号に該当することを理由として同項ただし書の規定により技能証明を保留する場合において、必要があると認めるときは、当該処分の際に、その者に対し、国土交通大臣が指定する期日及び場所において身体検査を受け、又は国土交通大臣が指定する期限までに国土交通省令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。

(試験の実施)

第三百三十二条の四十七 国土交通大臣は、技能証明を行う場合には、第三百三十二条の四十の申請をした者が、その申請に係る資格について無人航空機を飛行させるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために、試験を行わなければならない。

2 前項の試験は、身体検査、学科試験及び実地試験とする。

3 学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができない。

(臨時身体検査等)

第三百三十二条の四十八 国土交通大臣は、前条第一項の試験に合格した者が第三百三十二条の四十六第一項第一号若しくは第二号のいずれかに該当する者であり、又は技能証明を受けた者が第三百三十二条の五十三第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該試験に合格した者又は技能証明を受けた者につき、臨時に身体検査を行うことができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定により身体検査を行う場合は、あらかじめ、身体検査を行う期日、場所その他必要な事項を当該身体検査の対象者に通知しなければならない。

3 前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して身体検査を受けなければならない。ただし、当該通知を受けた者が、当該通知された期日までに国土交通省令で定める要件

(新設)

(新設)

を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。
4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による身体検査について必要な事項は、国土交通省令で定める。

(不正受験者の処分)

第三百三十二条の四十九 第三百三十二条の四十七第一項の試験に關して不正の行為があるとき又はあつたときは、国土交通大臣は、当該不正行為に關係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とすることができる。

2 前項の場合において、国土交通大臣は、その者について二年以内において期間を定めて第三百三十二条の四十七第一項の試験を受けさせないことができる。

(試験の免除)

第三百三十二条の五十 国土交通大臣は、無人航空機を飛行させる者に対する講習（以下「無人航空機講習」という。）であつて第三百三十二条の六十九の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が行うものを修了した者について技能証明を行う場合には、第三百三十二条の四十七の規定にかかわらず、国土交通省令で定めるところにより、学科試験又は実地試験の全部又は一部を行わないことができる。

(技能証明の有効期間)

第三百三十二条の五十一 技能証明の有効期間は、三年とする。

2 前項の有効期間は、その満了の際、申請により更新することができる。

3 国土交通大臣は、前項の規定による技能証明の有効期間の更新の申請があつた場合には、その者が国土交通省令で定める身体適性に関する基準を満たし、かつ、その資格に応じ無人航空機を飛行させるのに必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるための講習（第

(新設)

(新設)

(新設)

百三十二条の八十二及び第百三十二条の八十三において「無人航空機更新講習」という。）であつて第百三十二条の八十二の規定により国土交通大臣の登録を受けた者（第百三十二条の八十三、第百三十二条の八十四第一項及び第百三十四条第一項第十九号において「登録更新講習機関」という。）が実施するものを修了したと認めるときでなければ、技能証明の有効期間の更新をしてはならない。

（技能証明の限定の変更）

第百三十二条の五十二 国土交通大臣は、限定に係る技能証明については、当該技能証明に係る無人航空機を飛行させる者の申請により、当該限定を変更することができる。

2 第百三十二条の四十七から第百三十二条の五十までの規定は、前項の規定により限定の変更を行う場合について準用する。

（技能証明の取消し等）

第百三十二条の五十三 国土交通大臣は、技能証明を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内において期間を定めてその技能証明の効力を停止することができる。

一 次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。

イ 幻覚の症状を伴う精神病であつて国土交通省令で定めるもの

ロ 発作により意識障害又は運動障害をもたらす病気であつて国土交通省令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げるもののほか、無人航空機の飛行に支障を及ぼすおそれがある病気として国土交通省令で定めるもの

二 無人航空機の安全な飛行に支障を及ぼすおそれがある身体の障害として国土交通省令で定めるものが生じている者であることが判明したとき。

三 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることが判明したとき。

（新設）

（新設）

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

五 無人航空機を飛行させるに当たり、非行又は重大な過失があつたとき。

(技能証明書の携帯義務)

第三百三十二条の五十四 技能証明を受けた者は、第三百三十二条の八十七に規定する特定飛行を行う場合には、技能証明書を携帯しなければならない。

(国土交通省令への委任)

第三百三十二条の五十五 技能証明書の様式、交付、再交付及び返納に関する事項その他技能証明に関する細目的事項並びに第三百三十二条の四十七第一項(第三百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。)の試験の科目、受験手続その他の試験に関する実施細目は、国土交通省令で定める。

第二款 無人航空機操縦士試験機関

(指定試験機関の指定)

第三百三十二条の五十六 国土交通大臣は、申請により指定する者に、第三百三十二条の四十七第一項(第三百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。)の試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定(以下この款において単に「指定」という。)

()を受けた者(以下「指定試験機関」という。)は、試験事務の実施に関し第三百三十二条の四十九第一項(第三百三十二条の五十二第二項において準用する場合を含む。)に規定する国土交通大臣の職権を行うことができる。

3 国土交通大臣は、指定試験機関に試験事務を行わせるときは、試験

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

事務を行わないものとする。

(指定の基準)

第三百三十二条の五十七 国土交通大臣は、指定をしようとするときは、

指定の申請が次の各号に掲げる基準のいずれにも適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が定められ、かつ、当該計画が試験事務の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二 前号の計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて国土交通省令で定める構成員の構成が試験事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、試験事務が不公正になるおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

五 その指定をすることによつて指定試験機関の当該申請に係る試験事務の適正かつ確実な実施を阻害することとならぬこと。

2| 国土交通大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するとき
は、指定をしてはならない。

一 申請者が第三百三十二条の六十六第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者であること。

二 法人にあつては、その役員のうちにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者があること。

(指定の公示等)

第三百三十二条の五十八 国土交通大臣は、指定をしたときは、指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務

(新設)

(新設)

の開始の日を官報で公示しなければならない。

2 指定試験機関は、その名称若しくは住所又は試験事務を行う事務所の所在地の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の更新)

第三百三十二条の五十九 指定試験機関の指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三百三十二条の五十六及び第三百三十二条の五十七の規定は、前項の指定の更新について準用する。

(無人航空機操縦士試験員)

第三百三十二条の六十 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、無人航空機操縦士として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、無人航空機操縦士試験員に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、無人航空機操縦士試験員を国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、無人航空機操縦士試験員を選任したときは、その日から二週間以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

4 国土交通大臣は、無人航空機操縦士試験員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは処分若しくは試験事務の実施に関する規程（以下「試験事務規程」という。）に違反する行為をしたとき、又は試験事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、無人航空機操縦士試験員の解任を命ずることができる。

5 前項の規定による命令により無人航空機操縦士試験員の職を解任さ

(新設)

(新設)

れ、解任の日から二年を経過しない者は、無人航空機操縦士試験員となることができない。

6 指定試験機関は、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機操縦士試験員に対し、その職務の遂行に必要な研修を実施しなければならない。

(試験事務規程)

第三百三十二条の六十一 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その試験事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

3 試験事務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

(予算等の提出)

第三百三十二条の六十二 指定試験機関は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度、決算報告書及び事業報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。

(秘密保持義務等)

第三百三十二条の六十三 試験事務に従事する指定試験機関の役員若しくは職員（無人航空機操縦士試験員を含む。次項において同じ。）又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に規定する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則

(新設)

(新設)

(新設)

の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(監督命令)

第三百三十二条の六十四 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(新設)

(試験事務の休廃止)

第三百三十二条の六十五 指定試験機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、試験事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(新設)

2 国土交通大臣は、指定試験機関の試験事務の全部又は一部の休止又は廃止により試験事務の適正かつ確実な実施が損なわれるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第三百三十二条の六十六 国土交通大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(新設)

一 第三百三十二条の五十七第一項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなつたと認められるとき。

二 第三百三十二条の五十七第二項第二号に該当するに至つたとき。

三 第三百三十二条の五十八第二項、第三百三十二条の六十第一項から第三項まで若しくは第六項、第三百三十二条の六十二又は第三百三十二条の六十三第一項の規定に違反したとき。

四 第三百三十二条の六十第四項、第三百三十二条の六十一第二項又は第三百三十二条の六十四の規定による命令に違反したとき。

五 第三百三十二条の六十一第一項の規定により認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

六 不正の手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消し、又は試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

(国土交通大臣による試験事務の実施)

第三百三十二条の六十七 国土交通大臣は、指定試験機関が第三百三十二条の六十五第一項の規定により試験事務に関する業務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第一項の規定により指定試験機関に対し試験事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、試験事務を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣は、前項の規定により試験事務を行うものとし、又は同項の規定により行つている試験事務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

3 国土交通大臣が、第一項の規定により試験事務を行うものとし、第三百三十二条の六十五第一項の規定により試験事務に関する業務の廃止を許可し、又は前条第一項の規定により指定を取り消した場合における試験事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

(指定試験機関がした処分等に係る審査請求)

第三百三十二条の六十八 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができ、この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定試験機関の上級行政庁とみなす。

(新設)

(新設)

第三款 登録講習機関等

(登録講習機関の登録)

第三百三十二条の六十九 無人航空機講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(新設)

(登録の要件等)

第三百三十二条の七十 国土交通大臣は、前条の規定による登録の申請に係る無人航空機講習が、次の表の上欄に掲げる講習機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師の条件に適合する者により行われるものであるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關して必要な手続は、国土交通省令で定める。

(新設)

講習機関	施設及び設備	講師の条件
<p>一 一等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関</p>	<p>一 実習空域（実習期間中においては、原則として占有することができるものに限る。二の項中欄第一号において同じ。）</p> <p>二 実習用無人航空機（その講習を修了することにより受けることができる技能証明に応じたものに限る。二の項中欄第二号において同じ。）</p>	<p>一 十八歳以上であること。</p> <p>二 過去二年間に第三項第四号に規定する無人航空機講習事務に關し不正な行為を行った者又はこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を</p>

(新設)

<p>二 二等無人航空機操縦士の講習を行うための講習機関</p>	
<p>一 実習空域 二 実習用無人航空機 三 講習を行うための必要な建物その他の設備 四 講習に必要な書籍その他の教材</p>	<p>三 講習を行うための必要な建物その他の設備 四 講習に必要な書籍その他の教材</p>
<p>一 一の項下欄第一号及び第二号に掲げる講師の条件に適合する者であること。 二 二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて六月以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>	<p>経過しない者でないこと。 三 一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（無人航空機の飛行の方法について限定がされていないものに限る。）を有する者であつて一年以上無人航空機を飛行させた経験を有するもの又はこれと同等以上の能力を有する者であること。</p>

2| 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その登録をしてはならない。

一| この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二| 第三百三十二条の七十九の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三| 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3| 第三百三十二条の六十九の登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一| 登録年月日及び登録番号

二| 無人航空機講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三| 登録講習機関の種類

四| 無人航空機講習の実施に関する事務（以下「無人航空機講習事務」という。）を行う事務所の所在地

五| 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

（登録の更新）

第三百三十二条の七十一 第三百三十二条の六十九の登録は、三年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2| 前二条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（無人航空機講習事務の実施に係る義務）

第三百三十二条の七十二 登録講習機関は、公正に、かつ、第三百三十二条の七十第一項に規定する要件及び国土交通省令で定める基準に適合する方法により無人航空機講習事務を行わなければならない。

（新設）

（新設）

(登録事項の変更の届出)

第三百三十二条の七十三 登録講習機関は、第三百三十二条の七十第三項第二号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、その二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(無人航空機講習事務規程)

第三百三十二条の七十四 登録講習機関は、無人航空機講習事務の開始前に、無人航空機講習事務の実施に関する規程(次項において「無人航空機講習事務規程」という。)を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 無人航空機講習事務規程には、無人航空機講習の実施方法、無人航空機講習に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めなければならない。

(無人航空機講習事務の休廃止)

第三百三十二条の七十五 登録講習機関は、無人航空機講習事務に関する業務の全部又は一部を休止し、又は廃止するときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三百三十二条の七十六 登録講習機関(国又は地方公共団体を除く。次項において同じ。)は、毎事業年度経過後三月以内に、当該事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 無人航空機講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第三百三十二条の七十七 国土交通大臣は、無人航空機講習が第三百三十二条の七十第一項に規定する要件に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習機関に対し、当該要件に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第三百三十二条の七十八 国土交通大臣は、登録講習機関が第三百三十二条の七十二の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、同条の規定による無人航空機講習を行うべきこと又は無人航空機講習事務の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第三百三十二条の七十九 国土交通大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三百三十二条の六十九の登録を取り消し、又は期間を定めて無人航空機講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三百三十二条の七十第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第三百三十二条の七十三から第三百三十二条の七十五まで、第三百三十

(新設)

(新設)

(新設)

二条の七十六第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第三百三十二条の七十六第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 前二条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三百三十二条の六十九の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第三百三十二条の八十 登録講習機関は、国土交通省令で定めるところにより、無人航空機講習事務に関し国土交通省令で定める事項を帳簿に記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第三百三十二条の八十一 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第三百三十二条の六十九の登録をしたとき。

二 第三百三十二条の七十三の規定による届出があつたとき。

三 第三百三十二条の七十五の規定による届出があつたとき。

四 第三百三十二条の七十九の規定により第三百三十二条の六十九の登録を取り消し、又は業務の停止を命じたとき。

(登録更新講習機関の登録)

第三百三十二条の八十二 無人航空機更新講習を行う者は、申請により、国土交通大臣の登録を受けることができる。

(準用)

第三百三十二条の八十三 第三百三十二条の七十から第三百三十二条の八十一までの規定は、前条の登録、無人航空機更新講習及び登録更新講習機関に関する事務について準用する。

(国土交通大臣による無人航空機更新講習事務の実施等)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第三百三十二条の八十四 国土交通大臣は、登録更新講習機関がないとき、前条において準用する第三百三十二条の七十五の規定による無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条において準用する第三百三十二条の七十九の規定により第三百三十二条の八十二の登録を取り消し、又は登録更新講習機関に対し当該登録に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録更新講習機関が天災その他の事由により無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を実施することが困難となつたとき、その他必要があると認めるときは、無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 国土交通大臣が前項の規定により無人航空機更新講習事務に関する業務の全部又は一部を自ら行う場合における無人航空機更新講習事務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第四節 無人航空機の飛行

(飛行の禁止空域)

第三百三十二条の八十五 何人も、次に掲げる空域においては、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置（無人航空機の飛行経路下において無人航空機を飛行させる者及びこれを補助する者以外の者の立入りを管理する措置であつて国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）でなければ、無人航空機を飛行させてはならない。

一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域

二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

2 何人も、前項第一号の空域又は同項第二号の空域（立入管理措置を

(新設)

第二節 無人航空機の飛行

(飛行の禁止空域)

第三百三十二条 何人も、次に掲げる空域においては、無人航空機を飛行させてはならない。

一 無人航空機の飛行により航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定める空域

二 前号に掲げる空域以外の空域であつて、国土交通省令で定める人又は家屋の密集している地域の上空

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

講ずることなく無人航空機を飛行させる場合又は立入管理措置を講じた上で国土交通省令で定める総重量を超える無人航空機を飛行させる場合に限る。)においては、同項に規定する場合に該当し、かつ、国土交通大臣がその運航の管理が適切に行われるものと認めて許可した場合でなければ、無人航空機を飛行させてはならない。

3 第一項に規定する場合において、立入管理措置を講じた上で同項第二号の空域において無人航空機(国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。)を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行を行う場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

(飛行の方法)

第三百三十二条の八十六 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省

一 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める飛行を行う場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通大臣がその飛行により航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認めて許可した場合

(新設)

(新設)

(飛行の方法)

第三百三十二条の二 無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる方法によりこれを飛行させなければならない。

一 アルコール又は薬物の影響により当該無人航空機の正常な飛行ができないおそれがある間において飛行させないこと。

二 国土交通省令で定めるところにより、当該無人航空機が飛行に支障がないことその他飛行に必要な準備が整っていることを確認した後において飛行させること。

三 航空機又は他の無人航空機との衝突を予防するため、無人航空機をその周囲の状況に応じ地上に降下させることその他の国土交通省

令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

2| 無人航空機を飛行させる者は、技能証明を受けた者が機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合（立入管理措置を講ずることなく無人航空機を飛行させるときは、一等無人航空機操縦士の技能証明を受けた者が第一種機体認証を受けた無人航空機を飛行させる場合に限る。）を除き、次に掲げる方法により、これを飛行させなければならない。

一 日出から日没までの間において飛行させること。

二 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

三 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

四 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

五 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に

令で定める方法により飛行させること。

四 飛行上の必要がないのに高調音を発し、又は急降下し、その他他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと。

五 日出から日没までの間において飛行させること。

六 当該無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させること。

七 当該無人航空機と地上又は水上の人又は物件との間に国土交通省令で定める距離を保つて飛行させること。

八 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている場所の上空以外の空域において飛行させること。

九 当該無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

十 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

2| 前項の規定にかかわらず、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる場合には、同項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに飛行させることができる。

一 前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないものとして国土交通省令で定める場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、前項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させる場合

危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件で国土交通省令で定めるものを輸送しないこと。

六 地上又は水上の人又は物件に危害を与え、又は損傷を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める場合を除き、当該無人航空機から物件を投下しないこと。

3 前項に規定する場合において、同項各号に掲げる方法のいずれか（立入管理措置を講じた上で無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる場合にあつては、同項第四号から第六号までに掲げる方法のいずれか）によらずに無人航空機を飛行させる者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その運航の管理が適切に行われることについて国土交通大臣の承認を受け、その承認を受けたところに従い、これを飛行させなければならない。

4 第二項に規定する場合において、立入管理措置を講じた上で同項第一号から第三号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機（国土交通省令で定める総重量を超えるものを除く。）を飛行させる者は、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める措置を講じなければならない。

5 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

一 係留することにより無人航空機の飛行の範囲を制限した上で行う飛行その他の航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を確保することができるものとして国土交通省令で定める方法による飛行を行う場合

二 前号に掲げるもののほか、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、第二項各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがないことについて国土交通大臣の承認を受けて、その承認を受けたところに従い、これを飛行させ

（新設）

（新設）

（新設）

る場合

(第三者が立ち入った場合の措置)

第三百三十二条の八十七 無人航空機を飛行させる者は、第三百三十二条の八十五第一項各号に掲げる空域における飛行又は前条第二項各号に掲げる方法のいずれかによらない飛行(以下「特定飛行」という。)を行う場合(立入管理措置を講ずることなく飛行を行う場合を除く。)において、当該特定飛行中の無人航空機の下に人の立入り又はそのおそれのあることを確認したときは、直ちに当該無人航空機の飛行を停止し、飛行経路の変更、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがない場所への着陸その他の必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(飛行計画)

第三百三十二条の八十八 無人航空機を飛行させる者は、特定飛行を行う場合には、あらかじめ、当該特定飛行の日時、経路その他国土交通省令で定める事項を記載した飛行計画を国土交通大臣に通報しなければならない。ただし、あらかじめ飛行計画を通報することが困難な場合として国土交通省令で定める場合には、特定飛行を開始した後でも、国土交通大臣に飛行計画を通報することができる。

(新設)

2 | 国土交通大臣は、前項の規定により通報された飛行計画に従い無人航空機を飛行させることが航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全を損なうおそれがあると認める場合には、無人航空機を飛行させる者に対して、特定飛行の日時又は経路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

3 | 第一項の規定により飛行計画を通報した無人航空機を飛行させる者は、前項に規定する国土交通大臣の指示に従うほか、飛行計画に従って特定飛行を行わなければならない。ただし、航空機の航行の安全又は地上若しくは水上の人若しくは物件の安全を確保するためにやむを得ない場合は、この限りでない。

(飛行日誌)

第三百三十二条の八十九 無人航空機を飛行させる者は、特定飛行を行う場合には、飛行日誌を備えなければならない。

2 特定飛行を行う者は、無人航空機を航空の用に供し、又は整備し、若しくは改造した場合には、遅滞なく飛行日誌に国土交通省令で定める事項を記載しなければならない。

(事故等の場合の措置)

第三百三十二条の九十 次に掲げる無人航空機に関する事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、直ちに当該無人航空機の飛行を中止し、負傷者を救護することその他の危険を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一 無人航空機による人の死傷又は物件の損壊

二 航空機との衝突又は接触

三 その他国土交通省令で定める無人航空機に関する事故

2 前項各号に掲げる事故が発生した場合には、当該無人航空機を飛行させる者は、当該事故が発生した日時及び場所その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に報告しなければならない。

第三百三十二条の九十一 無人航空機を飛行させる者は、飛行中航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認めるときその他前条第一項各号に掲げる事故が発生するおそれがあると認められる国土交通省令で定める事態が発生したと認めるときは、国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣にその旨を報告しなければならない。

(搜索、救助等の特例)

第三百三十二条の九十二 第三百三十二条の八十五、第三百三十二条の八十六(第一項を除く。)及び第三百三十二条の八十七から第三百三十二条の八十九までの規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(搜索、救助等の特例)

第三百三十二条の三 第三百三十二条及び前条(第一項第一号から第四号までに係る部分を除く。)の規定は、都道府県警察その他の国土交通省令で定める者が航空機の事故その他の事故に際し搜索、救助その他の

航空機の事故その他の事故に際し捜索、救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

第十一章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備、改造若しくは検査、無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造、無人航空機操縦者の講習若しくは知識及び能力の判定又は航空運送代理店業に関する報告を求めることができる。

一 十五 (略)

十六 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者、無人航空機の設計、製造、整備、改造若しくは検査をする者又は無人航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備若しくは改造をする者

十七 指定試験機関

十八 登録講習機関

十九 登録更新講習機関

二十 (略)

25 (略)

(手数料の納付)

第三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的のために行う無人航空機の飛行については、適用しない。

第十一章 雑則

(報告徴収及び立入検査)

第三十四条 国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があるときは、次に掲げる者に対し、航空機若しくは装備品等の設計、製造、整備、改造若しくは検査、航空従事者の養成若しくは知識及び能力の判定、航空身体検査証明、空港等若しくは航空保安施設の工事、管理若しくは使用、航空機の使用、航空業務、航空運送事業、航空機使用事業、危害行為の防止、無人航空機の所有若しくは使用、無人航空機の飛行若しくは設計、製造、整備若しくは改造又は航空運送代理店業に関する報告を求めることができる。

一 十五 (略)

十六 無人航空機の所有者、使用者若しくは飛行を行う者又は無人航空機の設計、製造、整備若しくは改造をする者

(新設)

(新設)

(新設)

十七 (略)

25 (略)

(手数料の納付)

第三十五条 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二条第一項に規定する独立行政法人

であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に納めなければならない。

一〇六 (略)

七 第二十二條の航空従事者技能証明を申請する者

八 第二十九條の二第一項の航空従事者技能証明についての限定の変更を申請する者

九〇十一 (略)

十二 航空機登録証明書、耐空証明書、航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十三〇二十二 (略)

二十三 第三十二條の四第一項の登録を申請する者

二十四 第三十二條の六第一項の登録の更新を申請する者

二十五 第三十二條の十三第一項の機体認証(国土交通大臣が検査を行う場合に限る。)を申請する者

二十六 機体認証書又は型式認証書の再交付を申請する者

二十七 第三十二條の十六第一項の型式認証(国土交通大臣が検査を行う場合に限る。)を申請する者

二十八 第三十二條の十七第一項の承認(国土交通大臣が検査を行う場合に限る。)を申請する者

二十九 第三十二條の四十の無人航空機操縦者技能証明を申請する者

三十 無人航空機操縦者技能証明書の再交付を申請する者

三十一 第三十二條の五十一第二項の無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新を申請する者

三十二 第三十二條の五十一第三項の規定による無人航空機操縦者技能証明の有効期間の更新のための講習(国土交通大臣が行うものに限る。)を受ける者

三十三 第三十二條の五十二第一項の無人航空機操縦者技能証明に

であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。)を除く。)は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

一〇六 (略)

七 第二十二條の技能証明を申請する者

八 第二十九條の二第一項の技能証明についての限定の変更を申請する者

九〇十一 (略)

十二 航空機登録証明書、耐空証明書、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書の再交付を申請する者

十三〇二十二 (略)

二十三 第三十一條の六第一項の登録を申請する者

二十四 第三十一條の八第一項の登録の更新を申請する者

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ついでに限定の変更を申請する者

2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、指定試験機関の収入とする。

(指定立替納付者による納付)

第三百三十五条の二 国土交通大臣は、前条第一項の規定により手数料を納付しようとする者(次項において「納付予定者」という。)から、当該手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足る財産的基礎を有することその他の国土交通省令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの(以下この条において「指定立替納付者」という。)をして当該手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合には、その申出を受けることが手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2・3 (略)

第十二章 罰則

(航空従事者技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三の三 (略)

四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反して、航空従事者技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行ったとき。

五 九 (略)

(危害行為の防止に関する罪)

第五十七条の四 (略)

(新設)

(指定立替納付者による納付)

第三百三十五条の二 国土交通大臣は、前条の規定により手数料を納付しようとする者(次項において「納付予定者」という。)から、当該手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足る財産的基礎を有することその他の国土交通省令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの(以下この条において「指定立替納付者」という。)をして当該手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があつた場合には、その申出を受けることが手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2・3 (略)

第十二章 罰則

(技能証明書を携帯しない等の罪)

第五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 三の三 (略)

四 第六十七条第一項(第三十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第二項の規定に違反して、技能証明書、航空身体検査証明書又は航空機操縦練習許可書を携帯しないで、その航空業務を行ったとき。

五 九 (略)

(危害行為の防止に関する罪)

第五十七条の三の二 (略)

第百五十七條の五 (略)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第百五十七條の六 第百三十二條の九十第一項の規定に違反して、危険を防止するために必要な措置を講じなかつた者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(削る)

第百五十七條の七 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十二條の二の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したとき。

二 第百三十二條の三十六第二項の規定による命令に違反したとき。

三 第百三十二條の六十六第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第百三十二條の七十九(第百三十二條の八十三において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百三十二條の三十三第一項の規定に違反して、無人航空機検査事務に関して知り得た秘密を漏らした者

二 第百三十二條の六十三第一項の規定に違反して、試験事務に関して知り得た秘密を漏らした者

第百五十七條の八 第百三十二條の八十六第一項第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第百五十七條の三の三 (略)

(新設)

(新設)

(無人航空機の飛行等に関する罪)

第百五十七條の四 第百三十一條の四の規定に違反して、無人航空機を航空の用に供したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第百五十七條の五 第百三十二條の二第一項第一号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させた者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十七條の九 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二條の五第二項の規定に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

二 第三十二條の九（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

三 第三十二條の十四第一項の規定に違反して、指定された使用の条件の範囲を超えて、特定飛行を行ったとき。

四 第三十二條の十五第一項の規定による命令に違反して、特定飛行を行ったとき（第三十二條の八十五第四項及び第三十二條の八十六第五項に該当する場合を除く。）。

五 第三十二條の二十の規定に違反して、情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供したとき。

六 第三十二條の二十二第一項の規定による命令に違反したとき。

七 第三十二條の四十三第二項の規定に違反して、特定飛行を行ったとき。

八 第三十二條の四十四第二項の規定に違反して、特定飛行を行ったとき。

九 第三十二條の八十五第一項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十 第三十二條の八十五第二項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十一 第三十二條の八十五第三項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十二 第三十二條の八十六第一項第二号又は第三号の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十三 第三十二條の八十六第一項第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させたとき。

十四 第三十二條の八十六第二項第一号から第四号までの規定に違反したとき。

第五十七條の六 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第三十一條の七第二項の規定に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

二 第三十一條の十一（第一号に係る部分に限る。）の規定による命令に違反して、登録無人航空機を航空の用に供したとき。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

三 第三十二條第一項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

（新設）

四 第三十二條の二第一項第二号、第三号又は第五号から第八号までの規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

五 第三十二條の二第一項第四号の規定に違反して、道路、公園、広場その他の公共の場所の上空において無人航空機を飛行させたとき。

（新設）

反して、無人航空機を飛行させたとき。

十五 第三百三十二条の八十六第二項第五号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送したとき。

十六 第三百三十二条の八十六第二項第六号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下したとき。

十七 第三百三十二条の八十六第三項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十八 第三百三十二条の八十六第四項の規定に違反して、無人航空機を飛行させたとき。

十九 第三百三十二条の八十七の規定に違反して、必要な措置を講じなかつたとき。

第五百五十七条の十 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条の十三第九項の規定に違反して、表示を付したとき。

二 第三百三十二条の十八第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかつたとき。

三 第三百三十二条の十九第一項の規定に違反して、表示を付さなかつたとき。

四 第三百三十二条の十九第二項の規定に違反して、表示を付したとき。

五 第三百三十二条の三十一の規定に違反して、許可を受けないで無人航空機検査事務の全部を廃止したとき。

六 第三百三十二条の三十七の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

七 第三百三十二条の六十五第一項の規定に違反して、許可を受けないで試験事務の全部を廃止したとき。

六 第三百三十二条の二第一項第九号の規定に違反して、無人航空機により同号の物件を輸送したとき。

七 第三百三十二条の二第一項第十号の規定に違反して、無人航空機から物件を投下したとき。

(新設)

(新設)

(新設)

第五百五十七条の七 第三百三十四条の三第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

八 第三百三十二条の七十五(第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。)の規定による届出をしないで無人航空機講習事務に關する業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止し、又は虚偽の届出をしたとき。

九 第三百三十二条の八十(第三百三十二条の八十三において準用する場合を含む。)の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

十 第三百三十二条の八十八第一項の規定に違反して、通報をしないで、特定飛行を行ったとき。

十一 第三百三十二条の八十八第二項の規定による指示に従わないで、無人航空機を飛行させたとき。

十二 第三百三十四条の第三項の規定に違反して、無人航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為で同項の国土交通省令で定めるものをしたとき。

2 第三百三十二条の九十第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十二条の十一 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十二条の五十四の規定に違反して、無人航空機操縦者技能証明書を携帯しないで特定飛行を行ったとき。

二 第三百三十二条の八十九第一項の規定に違反して、飛行日誌を備えなかつたとき。

三 第三百三十二条の八十九第二項の規定に違反して、飛行日誌に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

(両罰規定)

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(両罰規定)

第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人

に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第四百四十三条、第四百四十四条から第四百四十八条の二まで、第四百四十九条の三、第五百十条、第五百十五条、第五百十六条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第五百七条から第五百七条の五まで、第五百五十七條の七第一項、第五百五十七條の九、第五百五十七條の十第一項、第五百五十七條の十一及び前条 各本条の罰金刑

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 三 (略)
- 四 第三十二条の八第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第三十二条の十一第一項の規定による申請をしなかつた者
- 六 第三十二条の二十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第三十二条の三十二第一項又は第三十二条の七十六第一項(第三十二条の八十三において準用する場合を含む。)の規定に違反して、財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をした者
- 二 正当な理由がないのに第三十二条の三十二第二項又は第三十二条の七十六第二項(第三十二条の八十三において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者

第六十三条 (略)

に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 (略)
- 二 第四百四十三条、第四百四十四条から第四百四十八条の二まで、第四百四十九条の三、第五百十条、第五百十五条、第五百十六条(第一項第二号に係る部分を除く。)、第五百七条から第五百七条の四まで及び第五百五十七條の六から前条まで 各本条の罰金刑

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

- 一 三 (略)
 - 四 第三十一条の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 五 第三十一条の十三第一項の規定による申請をしなかつた者
- (新設)

(新設)

第六十二条 (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「航空事故」とは、次に掲げる事故をいう。</p> <p>一 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故</p> <p>二 航空法第百三十二条の九十第一項各号に掲げる事故であつて、国土交通省令で定める重大なもの</p> <p>2 3 7 （略）</p> <p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることできない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは無人航空機（以下この号並びに第十八条第二項第一号及び第四号において「航空機等」という。）若しくは航空機等の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者</p> <p>四 3 6 （略）</p> <p>（事故等調査）</p> <p>第十八条 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「航空事故」とは、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七十六条第一項各号に掲げる事故をいう。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 3 7 （略）</p> <p>（委員長及び委員の任命）</p> <p>第八条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員長又は委員となることできない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 航空運送事業者若しくは航空機若しくは航空機の装備品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者</p> <p>四 3 6 （略）</p> <p>（事故等調査）</p> <p>第十八条 （略）</p>

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 航空機等の使用者、航空機等設計者等（航空機等又は航空機等の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。第四号において同じ。）、航空機に乗り組んでいた者、無人航空機の飛行を行った者、航空事故に際し人命又は航空機等の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二・三 (略)

四 事故等の現場、航空機等の使用者、航空機等設計者等、鉄道事業者、軌道経営者又は船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機等、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五〇八 (略)

3〇5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第十三条の四、第七十六条第一項若しくは第二項、第七十六条の二、第三百三十二条の二十一、第三百三十二条の九十第二項若しくは第三百三十二条の九十一若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならぬ。

2 委員会は、事故等調査を行うため必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 航空機の使用者、航空機設計者等（航空機又は航空機の装備品若しくは部品の設計、製造、整備、改造又は検査をする者をいう。第四号において同じ。）、航空機に乗り組んでいた者、航空事故に際し人命又は航空機の救助に当たつた者その他の航空事故等の関係者（以下「航空事故等関係者」という。）から報告を徴すること。

二・三 (略)

四 事故等の現場、航空機の使用者、航空機設計者等、鉄道事業者、軌道経営者又は船舶の使用者の事務所その他の必要と認める場所に立ち入つて、航空機、鉄道施設、船舶、帳簿、書類その他の事故等に関係のある物件（以下「関係物件」という。）を検査し、又は航空事故等関係者、鉄道事故等関係者若しくは船舶事故等関係者（以下「関係者」という。）に質問すること。

五〇八 (略)

3〇5 (略)

(事故等の発生の通報)

第二十条 国土交通大臣は、航空法第十三条の四、第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十六条の二若しくは鉄道事業法第十九条若しくは第十九条の二の規定により航空事故等若しくは鉄道事故等について報告があつたとき、又は航空事故等若しくは鉄道事故等が発生したことを知つたときは、直ちに委員会にその旨を通報しなければならない。

○民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（抄）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 国管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等（第四条― 第九条の二）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 罰則（第十七条―<u>第二十二</u>条）</p> <p>附則</p> <p>（航空法の特例等）</p> <p>第七条 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港及び空港航空保安施設（当該国管理空港特定運営事業に係るものに限る。）については、<u>航空法第五十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「第四十七条第一項、第四十七条の三、第四十九條、第五十條、」とあるのは「第四十九條、第五十條並びに」とし、「第五項並びに第三百三十一條の二の五」とあるのは「第五項」とし、同条第二項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 航空法第四十七条から第四十七条の三まで及び<u>第三百三十一條の二の五</u>の規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」<u>と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 国管理空港特定運営事業に係る関係法律の特例等（第四条― 第九条）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>第五章 罰則（第十七条―<u>第二十</u>条）</p> <p>附則</p> <p>（航空法の特例等）</p> <p>第七条 国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合における空港及び空港航空保安施設（当該国管理空港特定運営事業に係るものに限る。）については、<u>航空法第五十五条の二の規定の適用については、同条第三項中「第四十七條第一項、第四十七條の三、第四十九條」とあるのは、「第四十九條」とし、同条第二項の規定は、適用しない。</u></p> <p>2 航空法第四十七条から第四十七条の三までの規定は、国管理空港運営権者が国管理空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律第四条第二項に規定する国管理空港運営権者（以下「国管理空港運営権者」という。）」<u>と、「当該施設」とあるのは「、空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該国管理空港運営権者が実施する同項に規定する国管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保</u></p>

三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七條の二第一項及び第三項並びに第四十七條の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第四十七條の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第三百三十一條の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七條から第四十七條の三まで及び第三百三十一條の二の五の規定並びに前項において準用する同法第五十四條の規定の施行を確保するため必要があるときは、国管理空港運営権者に対し、空港又は空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

5 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七條から第四十七條の三まで及び第三百三十一條の二の五の規定並びに第三項において準用する同法第五十四條の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6・7 (略)

(空港整備事業に係る資金の貸付け)

第九條の二 国土交通大臣は、航空運送事業基盤強化方針(航空法第一百一十條の七第一項に規定する航空運送事業基盤強化方針をいう。)を定めた場合においては、当該航空運送事業基盤強化方針に基づき、予算の範囲内において、民間資金法第七十二條第一項の規定により、国管理空港運営権者に対し、当該国管理空港運営権者が実施する特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九條の

「施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七條の二第一項及び第三項並びに第四十七條の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「国管理空港運営権者」と、同法第四十七條の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「国管理空港運営権者が遵守すべき」と読み替えるものとする。

3 (略)

4 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七條から第四十七條の三までの規定及び前項において準用する同法第五十四條の規定の施行を確保するため必要があるときは、国管理空港運営権者に対し、空港又は空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

5 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七條から第四十七條の三までの規定及び第三項において準用する同法第五十四條の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、国管理空港運営権者の事務所その他の事業場、空港又は空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6・7 (略)

(新設)

三第二項に規定する空港整備事業（空港の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止その他の措置に関する事業に限る。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付けるものとする。

（航空法の特例）

第十二条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設ののうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三百三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三百三十四條第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

2 (略)

第五章 罰則

（航空法の特例）

第十二条 地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設ののうち、当該地方管理空港運営権者が実施する同条第六項に規定する地方管理空港特定運営事業に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「地方管理空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは地方管理空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三百三十四條第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は地方管理空港運営権者」とする。

2 (略)

第五章 罰則

第十七条 第七条第二項において準用する航空法第三百三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項において準用する航空法第三百三十一条の二の五第四項の規定に違反して、同項の検査を受けずに同条第一項に規定する危険物等所持制限区域内に立ち入ったとき。

二 第七条第二項において準用する航空法第三百三十一条の二の五第六項の規定に違反して、同項の検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

第十九条・第二十条 (略)

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第二十二条 (略)

附則

(共用空港特定運営事業に係る航空法の準用)

第六条 航空法附則第六条の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合には、適用しない。

2 航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二、第

(新設)

(新設)

第十七条・第十八条 (略)

第十九条 国管理空港運営権者の役員又は職員がその国管理空港運営権者の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その国管理空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

第二十条 (略)

附則

(共用空港特定運営事業に係る航空法の準用)

第六条 (新設)

航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び

四十七条の三及び第三百三十一条の二の五の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港等及び航空保安施設」とあるのは「同法附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）及び同項第三号イに規定する共用空港航空保安施設」と、「当該施設」とあるのは「民間航空専用施設及び同号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第三条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項第四号中「空港等」とあるのは「前項の施設（民間航空専用施設に限る。）」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二（見出しを含む。）及び第四十七条の三第一項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港（空港）」とあるのは「民間航空専用施設（共用空港）」と、「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣」と、「この条、第五十五条の二第二項及び第四百八条第四号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第四十七条の三の見出し及び同条第一項中「空港法第十四条」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条第二項第二号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と、同

第四十七条の三の規定は、共用空港運営権者が共用空港特定運営事業を実施する場合について準用する。この場合において、同法第四十七条の見出し中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設」と、同条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第五条に規定する共用空港運営権者（以下「共用空港運営権者」という。）」と、「空港等及び航空保安施設」とあるのは「同法附則第二条第一項第一号に規定する民間航空専用施設（以下「民間航空専用施設」という。）及び同項第三号イに規定する共用空港航空保安施設」と、「当該施設」とあるのは「民間航空専用施設及び同号イに規定する共用空港航空保安施設のうち、当該共用空港運営権者が実施する同法附則第三条に規定する共用空港特定運営事業に係るもの」と、同条第二項第四号中「空港等」とあるのは「前項の施設（民間航空専用施設に限る。）」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二（見出しを含む。）及び第四十七条の三第一項中「空港機能管理規程」とあるのは「民間航空専用施設機能管理規程」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港（空港）」とあるのは「民間航空専用施設（共用空港）」と、「空港の設置者」とあるのは「国土交通大臣」と、「この条、第五十五条の二第二項及び第四百八条第四号」とあるのは「この条」と、「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「共用空港運営権者が遵守すべき」と、同項各号中「空港」とあるのは「民間航空専用施設」と、同法第四十七条の三の見出し及び同条第一項中「空港法第十四条」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条」と、同項中「空港に」とあるのは「民間航空専用施設に」と、同条第二項中「空港法第十四条第二項第二号」とあるのは「空港法附則第四条において準用する同法第十四条第二項第二号」と、「当該空港」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「共用空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該民間航空専用施設」と読み替えるものとする。

3| (略)

4| 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二、第四十七条の三及び第三百三十一条の二の五の規定並びに前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

5| 国土交通大臣は、第二項において準用する航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二、第四十七条の三及び第三百三十一条の二の五の規定並びに第三項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

6| (略)

7| 第五項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第九条 附則第六条第二項において準用する航空法第三十一条の二の五第九項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2| (略)

3| 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定並びに前項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、共用空港運営権者に対し、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設の運営等に関し報告を求めることができる。

4| 国土交通大臣は、第一項において準用する航空法第四十七条(第二項第五号を除く。)、第四十七条の二及び第四十七条の三の規定並びに第二項において準用する同法第五十四条の規定の施行を確保するため必要があるときは、その職員に、共用空港運営権者の事務所その他の事業場、民間航空専用施設又は共用空港航空保安施設が設置されている場所に立ち入って、共用空港航空保安施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5| (略)

6| 第四項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(新設)

(新設)

(新設)

一 附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項の規定に違反して、同項の検査を受けずに同条第一項に規定する危険物等所持制限区域内に立ち入ったとき。

二 附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第六項の規定に違反して、同項の検査を受けずに航空機に搭乗したとき。

(罰則)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条第三項の規定又は附則第六条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設機能管理規程（附則第六条第二項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、民間航空専用施設（附則第六条第二項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であつて、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

三 附則第六条第二項において準用する航空法第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

四 附則第六条第四項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 附則第六条第五項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

六 略

第十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をし

(罰則)

第九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした共用空港運営権者の役員又は職員は、百万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条第三項の規定又は附則第六条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした民間航空専用施設機能管理規程（附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項第二号及び第三号に係る部分に限る。）によらないで、民間航空専用施設（附則第六条第一項において準用する同法第四十七条の二第二項の国土交通省令で定める航空保安施設であつて、国土交通大臣が設置するものを含む。）の管理を行ったとき。

三 附則第六条第一項において準用する航空法第四十七条の二第三項の規定による命令に違反したとき。

四 附則第六条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 附則第六条第四項の規定による質問に対して虚偽の陳述をしたとき。

六 略

第十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした

た者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条第三項において準用する航空法第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、共用空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

二 附則第六条第三項において準用する航空法第五十四条第二項の規定による命令に違反して、共用空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

三 (略)

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第十四条～第十六条 (略)

(特定地方管理空港に係る航空法の特例)

第十七条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者(以下「特定地方管理空港運営者」という。)」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等(同項第一号に規定する運営等をいう。)」に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるの

共用空港運営権者の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 附則第六条第二項において準用する航空法第五十四条第一項の規定による届出をしないで、又は届出をした使用料金によらないで、共用空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

二 附則第六条第二項において準用する航空法第五十四条第二項の規定による命令に違反して、共用空港航空保安施設使用料金を収受したとき。

三 (略)

第十一条 共用空港運営権者の役員又は職員がその共用空港運営権者の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その共用空港運営権者に対して各本条の刑を科する。

第十二条～第十四条 (略)

(特定地方管理空港に係る航空法の特例)

第十五条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者(以下「特定地方管理空港運営者」という。)」と、「当該施設」とあるのは、「空港及び同法第二条第五項第二号に規定する空港航空保安施設のうち、当該特定地方管理空港運営者が行う特定地方管理空港の運営等(同項第一号に規定する運営等をいう。)」に係るもの」と、同条第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるの

は「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

2 (略)

(特定地方管理空港に係る空港法等の特例)

第十八条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」、「特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

(国土交通大臣への通知)

は「特定地方管理空港運営者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは特定地方管理空港運営者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は特定地方管理空港運営者」とする。

2 (略)

(特定地方管理空港に係る空港法等の特例)

第十六条 特定地方管理空港運営者が特定地方管理空港の運営等を行う場合における空港法の規定の適用については、同法第十二条第一項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）附則第十四条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営者（以下「特定地方管理空港運営者」という。）」と、同条第三項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第四項及び同法第十三条中「空港管理者」とあり、同法第十四条第二項第二号中「次条第三項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第三十二条第一項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第二項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「特定地方管理空港運営者」と、同法第三十三条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）」、「特定地方管理空港運営者」とする。この場合において、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律附則第三条第三項の規定は、適用しない。

(国土交通大臣への通知)

第十九条 特定地方空港管理者は、指定をしたときは、遅滞なく、特定地方管理空港運営者の商号又は名称及び住所を国土交通大臣に通知するものとする。附則第十六条第十二項若しくは第十三項の規定により指定を取り消したとき、又は同条第十二項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

第二十条 (略)

(削る)

第十七条 特定地方空港管理者は、指定をしたときは、遅滞なく、特定地方管理空港運営者の商号又は名称及び住所を国土交通大臣に通知するものとする。附則第十四条第十二項若しくは第十三項の規定により指定を取り消したとき、又は同条第十二項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

第十八条 (略)

(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、附則第九条の規定は、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(平成二十五年法律第六十七号)の公布の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附則に次の一条を加える。

(民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正)

第九条 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第五条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第六条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第十条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第十一条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第二項中

「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

第十四条第一項第三号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項第四号中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第二項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

第十五条第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第三号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第四号中「第十条の十六第四項」を「第二十九条第四項」に改める。

附則第三条中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附則第四条第一項中「第六条」を「第七条」に改め、同条第四項中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第五項中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第五条中「第十条の十第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附則第八条第一項第二号中「第十条の六第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「第十条の七」を「第二十条」に改め、同条第三項第一号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同項第二号中「第十条の十三第二項」を「第二十六条第二項」に改める。

附則第十四条第二項第二号中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第三号中「第七条の二第四号」を「第九条第四号」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項第四号ホ中「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第十四項中「第七条の二」を「第九条」に、「第十条の十六第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十二条関係）

※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正される前のもの
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者及び同乗する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）（第七条第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条の三（当該者について同条の規定を適用したならば当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。）</p> <p>3 (略)</p> <p>附則 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>2 1 航空法附則第六条及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第三百三十一条、第三百三十二条、第三百三十二条の二並びに第三百三十四条の三（当該者について同条の規定を適用したならば当該者の行う同条に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。）</p> <p>3 (略)</p> <p>附則 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>(新設)</p>

に関する法律附則第六条第二項において準用する航空法第百三十一条の二の五第四項及び第六項の規定は、第二項の航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者については、適用しない。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）（抄）（附則第十三条関係）

※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正された後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者及び同乗する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七條第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十二條の二、第三百三十二條の五、第三百三十二條の八十五から第三百三十二條の九十一まで並びに第三百三十四條の三（当該者について同條の規定を適用するとしたならば当該者の行う同條に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 合衆国軍協定第五条第一項に規定する合衆国によつて、合衆国のために又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及び国連軍協定第四条第一項に規定する国際連合の軍隊によつて、同軍隊のために又は同軍隊の管理の下に、同協定の目的を達成するために運航される航空機並びにこれらの航空機に乗り組んでその運航に従事する者及び同乗する者については、航空法第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第二百二十六条第二項、第二百二十七条、第二百二十八条、第三百三十一条、第三百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七條第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十一條の四、第三百三十一條の七、第三百三十二條、第三百三十二條の二並びに第三百三十四條の三（当該者について同條の規定を適用するとしたならば当該者の行う同條に規定する行為に適用されることとなる場合に限る。）の規定は、適用しない。</p> <p>3 (略)</p>

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第十四条関係）

※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正される前のもの
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（航空法等の適用除外） 第七七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七條第二項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条、第三百三十二条の二第一項第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2 8 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 9 (略)</p> <p>10 航空法附則第六條及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律附則第六條第二項において準用する航空法第三百三十一条の二の五第四項及び第六項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>11 15 (略)</p>	<p>（航空法等の適用除外） 第七七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三百三十二条、第三百三十二条の二第一項第五号から第十号まで並びに第三百三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2 8 (略)</p> <p>附則</p> <p>1 9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10 14 (略)</p>

○自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第十五条関係）

※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正された後のもの
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条の二、第三十二条の五、第三十二条の八十五、第三十二条の八十六（第一項を除く。）から第三十二条の八十九まで並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章及び第十章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。</p> <p>4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）、第三十二条の九十、第三十二条の九十一及び第三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の</p>	<p>（航空法等の適用除外）</p> <p>第七十七条 航空法中第十一条、第二十八条第一項及び第二項、第三十四条第二項、第三十八条第一項、第五十七条から第五十九条まで、第六十五条、第六十六条、第八十六条、第八十九条、第九十条、第三十一条の二の五第四項及び第六項（これらの規定を同法第五十五条の二第三項及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第七条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条の四、第三十一条の七、第三十二条、第三十二条の二第一項第五号から第十号まで並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、自衛隊の使用する航空機並びにその航空機に乗り組んで運航に従事する者及び同乗する者並びに自衛隊が設置する飛行場及び航空保安施設については、適用しない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 自衛隊の使用する航空機及びその航空機に乗り組んで運航に従事する者についての航空法第六章（第一項の規定により適用を除外される規定を除く。）の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。</p> <p>4 航空法第六十条から第六十四条まで、第七十六条、第七十六条の二、第七十九条から第八十一条まで、第八十二条第二項、第八十二条の二、第八十四条第二項、第八十八条、第九十一条、第九十二条（第一項第三号に係る部分に限る。）及び第三十四条の三第一項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた場合において、同</p>

規定により出動を命ぜられた場合において、同法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。

5
8
(略)

法第七十九条から第八十一条までの規定は、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた場合又は第八十三条第二項の規定により派遣を命ぜられた場合において、同法第百三十四条の三第一項の規定は、第八十二条の三第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた場合において、それぞれ政令で定めるところにより、自衛隊の航空機及び航空機に乗り組んで運航に従事する者並びに自衛隊の行う同法第百三十四条の三第一項に規定する行為については適用しない。

5
8
(略)

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
	一〇百三十八 省略	同上	同上
百三十八の二 無人航空機検査に係る登録検査機関の登録又は無人航空機操縦者技能証明に係る登録講習機関の登録	(一) 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号） 附則第三条第二項前段（登録検査機関の登録）の登録	登録件数	一件につき き九万円
	(二) 航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号） 附則第七条第二項前段（登録講習機関の登録）の登録	登録件数	一件につき き九万円
百三十九〇百六十 省略		百三十九〇百六十 同上	

○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行			
別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の五関係）	登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率	三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注） 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。	一〇三十一 省略	三十二 同上
	一〇三十一 省略					
	三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明 （注） 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなし、作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第七条（登録）の第二種作業環境測定士の登録を受けている者が、同法第五条（作業環境測定士の資格）の規定により第一種作業環境測定士となる資格を有することとなつたことに伴い作業環境測定士登録証の書換えの申請をした場合における当該書換えは、新たな同法第七条の第一種作業環境測定士の登録とみなす。					
(一) 省略 (二) 省略 (三) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十二條（航	省略	省略		(一) 同上 (二) 同上 (三) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十二條（航	同上	同上

イ	定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万八千円	イ	同上	同上	同上
ロ	事業用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円	ロ	同上	同上	同上
ハ	自家用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円	ハ	同上	同上	同上
ニ	准定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件数	一件につき六千円	ニ	同上	同上	同上
ホ	一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件数	一件につき一万二千円	ホ	同上	同上	同上
ヘ	二等航空士の技能証明	技能証明の件数	一件につき七千五百円	ヘ	同上	同上	同上
ト	航空通信士の技能証明	技能証明の件数	一件につき三千円	ト	同上	同上	同上
チ	一等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき九千円	チ	同上	同上	同上
リ	二等航空整備士の技能証明	技能証明の件数	一件につき	リ	同上	同上	同上

空従事者技能証明)の航空従事者技能証明、同法第三十二条の四十(技能証明の実施)の無人航空機操縦者技能証明、同法第十条の二第一項(耐空証明)の耐空検査員の認定又は同法第七十一条の三第一項(特定操縦技能の審査)の操縦技能審査員の認定

<p>又 一等航空運航整備士の技能証明</p> <p>ル 二等航空運航整備士の技能証明</p> <p>ヲ 航空工場整備士の技能証明</p> <p>ワ 一等無人航空機操縦士の技能証明（更新の技能証明を除く。）</p> <p>カ 耐空検査員の認定</p> <p>ヨ 操縦技能審査員の認定</p> <p>(三十一)～(三十五) 省略</p>	<p>数</p> <p>技能証明の件数</p> <p>技能証明の件数</p> <p>技能証明の件数</p> <p>技能証明の件数</p> <p>認定件数</p> <p>認定件数</p>	<p>き六千円</p> <p>一件につき</p> <p>き六千円</p> <p>一件につき</p> <p>き三千円</p> <p>一件につき</p> <p>き九千円</p> <p>一件につき</p> <p>き三千円</p> <p>一件につき</p> <p>き六千円</p> <p>一件につき</p> <p>き二千円</p> <p>一件につき</p>
	<p>三十二の二～百三十八 省略</p>	<p>百三十八の二 無人航空機検査に係る登録検査機関の登録又は無人航空機操縦者技能証明に係る登録講習機関若しくは登録更新講習機関の登録</p>
	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>き九万円</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p> <p>一件につき</p>

<p>又 同上</p> <p>ル 同上</p> <p>ヲ 同上</p> <p>カ 同上</p> <p>(三十一)～(三十五) 同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
	<p>三十二の二～百三十八 同上</p>	<p>百三十八の二 無人航空機検査に係る登録検査機関の登録又は無人航空機操縦者技能証明に係る登録講習機関の登録</p>
	<p>登録件数</p> <p>登録件数</p>	<p>一件につき</p> <p>き九万円</p> <p>一件につき</p> <p>き九万円</p>

<p>百三十九～百六十 省略</p>	<p>(登録更新講習機関の登録)の登録更新講習機関の登録(更新)の登録を除く。</p>		<p>き九万円</p>
<p>百三十九～百六十 同上</p>			

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十八条関係）

※ 右の法律の規定は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）により改正された後のもの

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>(略)</p> <p>百十八 国土交通省</p>	<p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明、同法第三十五条第一項第一号の許可、同法第一百三十二条の四第一項の登録、同法第一百三十二条の六第一項の登録の更新、同法第一百三十二条の八第一項の届出又は同法第一百三十二条の十一第一項の登録の抹消に関する事務</p>	<p>別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）</p> <p>提供を受ける国の機関又は法人</p> <p>(略)</p> <p>百十八 国土交通省</p>	<p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による同法第五条の新規登録、同法第七条の変更登録、同法第七条の二の移転登録、同法第八条第一項の抹消登録、同法第二十二條の航空従事者技能証明、同法第三十一条第一項の航空身体検査証明、同法第三十五条第一項第一号の許可、同法第一百三十一条の六第一項の登録、同法第一百三十一条の八第一項の登録の更新、同法第一百三十一条の十第一項の届出又は同法第一百三十一条の十三第一項の登録の抹消に関する事務</p>

<p>百十八の二 国土交通省又は航空法 第三百三十二条の五十六第二項に規 定する指定試験機関</p>	<p>航空法による同法第三百十二 条の四十七第一項（同法第百 三十二条の五十二第二項にお いて準用する場合を含む。） の試験の実施に関する事務で あつて総務省令で定めるもの</p>	<p>であつて総務省令で定めるもの</p>
<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>であつて総務省令で定めるもの</p>

○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）（附則第十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等） 第二百五十九条の三（略） 2～4（略） 5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ～へ（略） ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七十二条第一項、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金 チ～ル（略） 二（略） 6～9（略）</p>	<p>附則 （自動車安全特別会計における空港整備事業等の経理等） 第二百五十九条の三（略） 2～4（略） 5 空港整備勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ～へ（略） ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第九条、成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第百二十四号）第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第十四条の規定による貸付金（この勘定に所属するものに限る。）の償還金 チ～ル（略） 二（略） 6～9（略）</p>

○関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）（抄）

（附則第二十条関係）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（航空法の特例）</p> <p>第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「同法第一条に規定する両空港及び同法第三条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第七十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同法第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十一条の二の五第一項及び第二項中「空港等の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同条第一項中「当該空港等」とあるのは「当該空港」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（航空法の特例）</p> <p>第三十一条 空港運営権者が特定空港運営事業を実施する場合における航空法の規定の適用については、同法第四十七条第一項中「空港等の設置者又は航空保安施設の設置者」とあるのは「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者（以下「空港運営権者」という。）」と、「当該施設」とあるのは「同法第一条に規定する両空港及び同法第二条第一項に規定する両空港航空保安施設のうち、当該空港運営権者が有する民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第七十七号）第二条第七項に規定する公共施設等運営権に係るもの」と、同法第三項中「空港等又は航空保安施設」とあるのは「施設」と、同法第四十七条の二第一項及び第三項並びに第四十七条の三第一項中「空港の設置者」とあるのは「空港運営権者」と、同法第四十七条の二第二項中「空港の設置者が遵守すべき」とあるのは「空港運営権者が遵守すべき」と、同法第四十八条ただし書中「管理すべきこと」とあるのは「管理し、若しくは空港運営権者が管理するために必要な措置を講ずべきこと」と、同法第三十四条第一項第四号中「空港等又は航空保安施設の設置者」とあるのは「空港等若しくは航空保安施設の設置者又は空港運営権者」とする。</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例） 第二十五条の二（略）</p> <p>2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 航空法第百三十二条の八十五第一項各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項</p> <p>ニ 航空法第百三十二条の八十六第二項各号に掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項</p> <p>ホ（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があったときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う当該行為について、航空法第百三十二条の八十五第四項第二号の規定による許可があったものとみなす。</p>	<p>（革新的な産業技術の有効性の実証に係る道路運送車両法等の特例） 第二十五条の二（略）</p> <p>2 技術実証区域計画には、第八条第二項第四号に掲げる事項として、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 技術実証に含まれる次のイからホまでに掲げる行為の区分に応じ、当該イからホまでに定める事項</p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>ハ 航空法第百三十二条第一項各号のいずれかに掲げる空域において無人航空機を飛行させる行為 当該行為を行う空域及び期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項</p> <p>ニ 航空法第百三十二条の二第一項第五号から第十号までに掲げる方法のいずれかによらずに無人航空機を飛行させる行為 当該飛行の方法及び当該行為を行う期間並びに当該行為に使用する無人航空機を特定するために必要な事項</p> <p>ホ（略）</p> <p>四・五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>第二十五条の五 第二十五条の二第二項第三号ハに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があったときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従って行う当該行為について、航空法第百三十二条第二項第二号の規定による許可があったものとみなす。</p>

なす。

2 第二十五条の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第百三十二条の八十六第五項第二号の承認があつたものとみなす。

2 第二十五条の二第二項第三号ニに掲げる行為に係る技術実証区域計画の認定があつたときは、当該認定の日において、当該認定に係る認定技術実証区域計画に実証事業者として定められた者が当該認定技術実証区域計画に従つて行う当該行為について、航空法第百三十二条の二第二項第二号の承認があつたものとみなす。

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）（抄）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（航空法の一部改正）</p> <p>第一条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「登録」を「航空機の登録」に、「第十章 無人航空機（第三百二十二条―第三百三十二条の三）」を</p> <p>「第十章 無人航空機</p> <p>第一節 無人航空機の登録（第三百三十一条の三―第三百三十一条の十四）</p> <p>第二節 無人航空機の飛行（第三百三十二条―第三百三十二条の三）」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第十章中第三百三十二条の前に次の一節及び節名を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第三百三十四条第一項中「危害行為の防止」の下に、「無人航空機の所有若しくは使用」を加え、同項第十六号中「飛行」を「所有者、使用者若しくは飛行」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第一百五十七条の三の次に次の見出し及び一条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第一百五十九条第二号中「第一百五十七条の三の三」を「第一百五十七条の四」に、「第一百五十七条の五」を「第一百五十七条の六」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>附則</p>	<p>（航空法の一部改正）</p> <p>第一条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>目次中「登録」を「航空機の登録」に、「第九章 無人航空機（第三百二十二条―第三百三十二条の三）」を</p> <p>「第九章 無人航空機</p> <p>第一節 無人航空機の登録（第三百三十一条の三―第三百三十一条の十四）</p> <p>第二節 無人航空機の飛行（第三百三十二条―第三百三十二条の三）」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第九章中第三百三十二条の前に次の一節及び節名を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第三百三十四条第一項中「航空機使用事業」の下に、「無人航空機の所有若しくは使用」を加え、同項第九号中「飛行」を「所有者、使用者若しくは飛行」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第一百五十七条の三の次に次の見出し及び一条を加える。</p> <p>（略）</p> <p>第一百五十九条第二号中「第一百五十七条の三」を「第一百五十七条の四」に、「第一百五十七条の五」を「第一百五十七条の六」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>附則</p>

(略)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正)

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二項中「含む。」の下に「、第三百三十一条の四、第三百三十一条の七」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第九十五条の四中「第九条第三項第三号」を「第十条第三項第三号」に改める。

第一百七十七条第一項中「含む。」の下に「、第三百三十一条の四、第三百三十一条の七」を加え、「第三百三十二条の二第五号」を「第三百三十二条の二第一項第五号」に改める。

(略)

(略)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律の一部改正)

第七条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律(昭和二十七年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第二項中「第三百三十一条」の下に「、第三百三十一条の四、第三百三十一条の七」を加える。

(自衛隊法の一部改正)

第八条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第九十五条の四中「第九条第三項第三号」を「第十条第三項第三号」に改める。

第一百七十七条第一項中「第九十条」の下に「、第三百三十一条の四、第三百三十一条の七」を加え、「第三百三十二条の二第五号」を「第三百三十二条の二第一項第五号」に改める。

(略)